

- 1 会議名 予算特別委員会
- 2 開催日時 平成 29 年 3 月 8 日（水）午前 10 時 00 分～午後 3 時 43 分
- 3 会場 議場
- 4 出席者
1 番 杉浦康憲、2 番 神谷利盛、3 番 柳沢英希、
4 番 浅岡保夫、5 番 長谷川広昌、11 番 神谷直子、
13 番 北川広人、15 番 小嶋克文
- 5 欠席者
なし
- 6 傍聴者
黒川美克、柴田耕一、幸前信雄、杉浦辰夫、内藤とし子、鈴木勝彦、
小野田由紀子
- 7 説明のため出席した者
市長、副市長、教育長
企画部長、総合政策 GL、総合政策 G 主幹、人事 GL
総務部長、行政 GL、財務 GL、行政 G 主幹、行政 G 主幹
市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民窓口 G 主幹、
市民生活 GL、税務 GL、税務 G 主幹
福祉部長、地域福祉 GL、地域福祉 G 主幹、介護保険・障がい GL、
福祉まるごと相談 GL、保健福祉 GL 兼生涯現役まちづくり GL、
保健福祉 G 主幹
こども未来部長、こども育成 GL、文化スポーツ GL

都市政策部長、都市整備 GL、企業支援 GL、都市防災 GL、上下水道 GL、
地域産業 GL
学校経営 GL、学校経営 G 主幹、
会計管理者
監査委員事務局長

8 職務のため出席した者
事務局長、書記 2 名

9 付託案件

議案第 26 号 平成 29 年度高浜市一般会計予算
議案第 27 号 平成 29 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 28 号 平成 29 年度高浜市土地取得費特別会計予算
議案第 29 号 平成 29 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
議案第 30 号 平成 29 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
議案第 31 号 平成 29 年度高浜市介護保険特別会計予算
議案第 32 号 平成 29 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 33 号 平成 29 年度高浜市水道事業会計予算

10 会議経過

説（事務局長） 本日は、去る 3 月 2 日の本会議で予算特別委員会が設置され、本委員会に付託されました議案第 26 号から議案第 33 号までの 8 議案につきまして、審査をしていただくことになりました。

つきましては、高浜市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、小嶋克文委員に、臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長挨拶

臨時委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしました。これより予算特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

《委員長選出》

臨時委員長 これより、委員長の選出を行います。お諮りいたします。選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（３） 指名推選でお願いいたします。

臨時委員長 ただいま指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。指名推選と発言をされた委員に、どなたか指名をお願いいたします。

意（３） 神谷利盛委員でお願いします。

臨時委員長 ただいま委員長に、神谷利盛委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、神谷利盛委員が委員長に選出されました。ただいま委員長に選出されました神谷利盛委員に、就任の御挨拶をお願いいたしますが、その前に席の交代をさせていただきます。

委員長挨拶

《副委員長選出》

委員長 それでは、これから副委員長の選出を行います。お諮りいたします。選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（３） 指名推選でお願いします。

委員長 ただいま指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。指名推選と発言をされた委員に、どなたか指名をお願いいたします。

意（３） 杉浦康憲委員を推選します。

委員長 ただいま、副委員長に杉浦康憲委員との発言がございましたが、これに御異議はございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、杉浦康憲委員が副委員長に選出されました。ただいま副委員長に選出されました杉浦康憲委員に、就任の御挨拶をお願いいたします。

副委員長挨拶

委員長 それでは、本日と明日の二日間の日程について副委員長と協議いたしたく、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午前 10 時 08 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程につきまして、ただいま副委員長と協議いたしました結果、本日は一般会計の質疑を行います。明日は特別会計と企業会計の質疑を行い、質疑終了後、当初予算議案に対して採決をしまいたいと思います。なお本日、審査が予定より早く進んだ場合には引き続き、議案第 27 号以後の質疑に進みたいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。

数点、注意事項を申し上げます。委員会の円滑な運営のため、総括質疑との重複を避け、質疑についてはまとめて行っていただくものとし、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、発言する際には必ずマイクのボタンを押してから発言していただき、質疑に当たりましては、予算書等のページ数、質疑の趣旨や内容を明確に御説明いただくようお願いいたします。注意事項は、以上であります。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

委員長 ただいまから、予算特別委員会に付託されました案件の審査を行います。案件は、既にお手元に配付されております議案付託表のとおり、議案第 26 号から議案第 33 号までの 8 議案であります。当委員会の議事は、

議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますので、これに御異議はございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に、許可することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、休憩中等に、当局の説明員が席を移動する場合がありますので御了承ください。

これより、議案付託表の順序により会議を行います。その前に当局から説明を加えることがあれば、お願ひいたします。

説（総務部） 特にございません。

委員長 これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、一般会計は歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入、歳出一括にて質疑を行ってまいりますので、質疑漏れのないように、よろしくお願ひいたします。

《質疑》

議案第 26 号 平成 29 年度高浜市一般会計予算

委員長 質疑は、歳入の 1 款から各款ごとに行ってまいります。

〈歳入〉

1 款 市税

委員長 質疑を行います。

問（3） それでは歳入、55 ページ、1 款、市税なんですけれども、前年と比較して2億6,529万1千円の増ということでございますが、各税目を今回、なぜこのように算出したのか、説明をいただければと思います。

答（税務） 当初予算書60ページの1款、市税の税目ごとに御説明をさせていただきたいと思います。まず、1款1項1目、個人市民税については人口増に合わせて納税義務者の増を見込み、約1億3千万円ほどの4.4%の増を見込んでございます。

2目、法人市民税につきましては、主要法人5社については直近の決算短信を基に算出し、残りの法人については業種ごとに対前年の伸び率を勘案して算出し、68万1千円の増、0.1%の増を見込んでございます。なお、平成28年度は9月と12月で計4億円の増額補正をお願いしてございますので、補正後の最終予算と比較しますと3億9千万円ほどの減、37.3%の減となっております。

続きまして1款2項1目、固定資産税につきましては、平成30年度が評価換えの年となるため、今年度は土地についてはほぼ横ばい、家屋については市内の工場の新築及び住宅数を考慮し算出しまして、償却資産につきましては課税標準額の上位30社に対し見込額調査を実施し、調査結果の回答に基づき算出した結果、対前年度1億600万円ほどの増、2.9%の増を見込んでございます。

62ページの1款3項1目の軽自動車税につきましては、原動機付自転車、軽自動車等の台数を基に算出し、対前年度197台増と見込み、税額としては対前年度14万4千円の増と見込んでございます。

以上、いろいろ申し上げましたが、増額の主な税目は個人市民税の約1億3千万円の増と、固定資産税の約1億円の増が主なものでございまして、昨今話題になってございます法人市民税につきましては、最終予算と比べ

れば 37.3%の減と見込んでございます。以上でございます。

問（3） それでは同じ1款で、当初予算書の61ページから65ページ、各税目ごとの徴収率なんですけれども、こちらの徴収率の設定というのはどのように考えて設定されているのか教えていただければと思います。

答（税務） 徴収率につきましては、各税目ごとに現年分と滞納繰越分に分け、それぞれ過去の実績を参考にして設定してございます。

平成29年度当初予算における徴収率は、予算書の説明欄に記載のとおりでございますが、予算書60ページの1款1項、市民税から62ページの1款5項、都市計画税までの市税現年分の総額の徴収率が98.9%を想定してございまして、平成28年度の目標値である98.8%に対し0.1%増加させてございます。

また、滞納繰越分については、現年分と同様に過去の実績等から徴収率を見込み、市税の滞納繰越分の全体で24.9%とし、前年度と比べ1.1%の増と見込んで計上してございます。以上でございます。

問（3） これは、歳出のほうで出てくる、国税専門官のほうとも何か兼ね合いもあるんでしょうか。

答（税務） 国税専門官のほうにつきましては、総括質疑のときにもお話させていただきましたが、滞納者の数というものが、実は減ってございます。

財産がある方については財産処分を進めた結果、残った滞納者の方が、財産を有しない方が相当数おるであろうと。財産のない方の滞納整理というのは非常に難しいと想定しておりますので、そのときに国税専門官のお力を借りたい、これが基本的な考え方でございまして、今回の滞納繰越分の1.1%の増の中には、そのうちの相当分は見込ませていただいております。そういう考え方でございます。

委員長 ほかに。

問（15） 今の徴収率の件ですけれども、滞納見込額が27、28、29と順調に減っているわけですけれども、当然その中には不納欠損額による処理も

あると思いますが、これはもう、順調に回収が行われているというように考えていいでしょうか。

それともう1点、63ページの市たばこ税ですけれども、今回、旧3級品のたばこ税の税率が2段階に今度分かれておりますけれども、この理由と、もし銘柄がわかれば教えてください。以上です。

答（税務） まず、不納欠損処理の関係と滞納繰越分の調定の額の関係でございしますが、やはりその税法上、不納欠損を安易に行うということは非常に難しいことで、いわゆる時効及び時効の援用があって、初めて不納欠損が行えるということになりますので、純粹に今回、滞納額が減ったということは、財産処分を中心にさせていただいたことによるものでございます。

2点目、たばこ税でございしますが、これは税法改正の中で旧3級品のたばこ、6銘柄。わかばだとかエコー、しんせい、全て申し上げますと、ゴールデンバット、うるま、ヴァイオレットの6品目、これら旧3級品のたばこを平成31年まで、段階的に引き上げていくという、税法改正の内容でございします。そこで2段階にしたというのは、上段の54万6千本については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの分、273万本については平成29年4月1日から平成30年3月31日までのときの税額が適用されるものという形の2段階と表示させていただいております。以上でございます。

問（15） 今、具体的に2種類の銘柄がもしわかればそれぞれ。

答（税務） 2種類とも同じでございします。この2種類が旧3級品たばこという形になりまして、銘柄は同じでございします。

委員長 ほかに。

問（5） 同じく徴収率の関係なんですけれども、平成28年6月に配布いただいたアクションプラン、年度振り返りシート、これによると平成29年度については、滞納整理システムの導入により1,500万円の収入の増加を見込むとあります。対前年比較では当初予算だとプラス400万円程度だ

と思うんですけれども、この点についてどう考えているのか。

答（税務） まず、滞納整理システムの導入でございますが、これが平成29年度、基幹システムの入替えと重なったことにより、同時に導入するとやはりその事務が煩雑になるということで、今回見送ってございます。

あと、徴収率の考え方でございますが、今現在、いままでのその債権管理計画ということで、計画的に徴収率を上げていこうという考え方を持っておるんですが、やはりその、これはどうしてもその滞納繰越分、要は持っておる債権の中身を見ていくと、やはりそろそろ財産処分という手法は使えないところにきているんで、徴収率の考え方について見直しを図りたいと平成29年は考えてございます。その中で今検討しているのが、愛知県下の中の徴収率の中で、ちょうど高浜市が真ん中より若干下になるので、当面の間はこの真ん中、平均以上を目指していきたいという考え方を持っておりまして、今回、その徴収率に基づいて当初予算を設定しておると、こういうことでございます。

問（5） 同じくそのシートによると、平成29年度末までに徴収率現年度分を98.6、過年度分を23.9とありますけれども、この目標に対しどう予測し、どう対応していくのか教えてください。

答（税務） 現時点の見込みですが、ほぼほぼ達成できるのではないかと考えてございます。以上でございます。

意（5） わかりました、自主財源確保に努めてください。よろしく願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、1款の質疑を打ち切ります。

2 款 地方譲与税

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、2 款の質疑を打ち切ります。

3 款 利子割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3 款の質疑を打ち切ります。

4 款 配当割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので4 款の質疑を打ち切ります。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、5款の質疑を打ち切ります。

6款 地方消費税交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6款の質疑を打ち切ります。

7款 自動車取得税交付金

委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、7款の質疑を打ち切ります。

8款 地方特例交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8款の質疑を打ち切ります。

9 款 地方交付税

委員長 質疑を行います。

問（3） 今年度、特別交付税が1億円以上減額されている、その理由を教えてください。

答（財務） 特別交付税の減額につきましては、特別交付税と申しますのは、普通交付税の算定に反映することができなかった具体的な事情を考慮して、特別に交付されるというものでございまして、具体的に申しますと災害等に関する経費や、国の施策等により特別に手当される、例えば定住自立圏構想の推進に要する経費などがあります。

不交付団体におきましては、災害等に要する経費につきましては全額算入されますけれども、普通交付税算定上の超過額、いわゆる基準財政収入額が基準財政需要額を超える額、これにつきましては定住自立圏構想等の推進に関する経費などについては、差し引かれて交付されるということで、1億円を越す財源超過額が見込まれておりますので、ほとんど特別交付税は見込めないということで1,500万円の計上といたしたところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

10 款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、10 款の質疑を打ち切ります。

11 款 分担金及び負担金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款 使用料及び手数料

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 国庫支出金

委員長 質疑を行います。

問（15） 73 ページの国庫支出金の負担金の、生活保護費負担金の中で今回、前年度 28 年度より生活扶助費負担金が約 2,100 万円これ減額になっております。今のこの減額の理由と、それから今の生活保護の状況をお願いいたします。

答（地域福祉） 今回、歳入のほうで生活扶助費のほうを減額をさせていただきました要因といたしましては、平成 28 年度の当初予算ベースですが、

計算するに当たりまして 134 世帯、197 人の方を生活扶助の対象であるということで算出、計上させていただきました。

平成 29 年度におきましては 129 世帯、193 人ということで、予算を計上したベースでは、平成 29 年度のほうが下回るということで今回、減額のほうをさせていただいております。

今の生活保護の状況につきましては、実は伸びておると、人数のほうは増加しておるといような状況でございます。平成 28 年度の当初予算の計上に当たりましては、少し多めに予算計上させていただいておりますところで、予算ベースにおきましては、生活扶助費のほうは減額というふうになっています。

問（15） もう 1 点、そのすぐ下の欄にありますけれども、医療扶助費が今度、逆にこれは平成 29 年度のほうが 1,200 万円ばかりふえております。単純に考えると生活扶助費のほうが減れば、医療扶助のほうも単純に減るんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺のちょっと理由を教えてください。

答（地域福祉） 医療扶助費のほうにつきましては、実は高額な医療を要する方がふえておるといところで、平成 28 年度も保護費のほうの増額の補正をさせていただきました。高額な医療を要する方がふえたということで今回、増額とさせていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 県支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

15 款 財産収入

委員長 質疑を行います。

問（5） 予算書の 80 ページ、15 款 1 項 1 目、高浜エコハウス貸付収入、50 万 8 千円の算定根拠を教えてください。

答（市民生活） 5 番委員からは、先の平成 28 年 6 月 23 日に開催されました公共施設あり方検討特別委員会において、高浜市エコハウスに移転します商工会からはきちんと市場価格の家賃を徴収すべきとの御意見をいただいております。

それを踏まえまして今回、高浜エコハウスの貸付収入の算定をしております。基本的には市のルールに基づいて行っておるところでございますが、他施設や他団体と賃貸借契約をする場合と同じ設定となっており、市のルールというのが建物の評価額、土地の課税標準額の 100 分の 4、それぞれ足した額となっております。

意（5） 適正化価格であるということを市民の皆さんに、しっかりと示せるようにしておいていただくことを指摘しておきますので、よろしくお願い致します。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、15 款の質疑を打ち切ります。

16 款 寄附金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、16 款の質疑を打ち切ります。

17 款 繰入金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、17 款の質疑を打ち切ります。

18 款 繰越金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、18 款の質疑を打ち切ります。

19 款 諸収入

委員長 質疑を行います。

問 (11) 87 ページの雑入の、広告料収入ですけれども、これはどんなも

のが含まれるでしょうか。

答（行政） ただいまの広告料収入ということで、まずは行政グループのほうの広告料収入のお答えをさせていただきます。

この広告料収入につきましては、自治体の案内図の広告料が入っております。これは1階に入っておりますと、すぐ右側、風除室のところにあります、そちらのほうの案内図のほうの広告料となっております。これは本来であれば事業者のほうの収入となるところでございますけれども、事業者のほうの承諾をいただきまして、市の収入にさせていただいたというところでございます。

それとあと、公用車の広告料収入といったところがございます。以上です。

答（総合政策 主幹） 広告料収入ですが、総合政策グループでも計上しております。総合政策グループとしましては、広報たかはまへの有料広告の掲載料及びホームページへのバナー広告の掲載料に係る広告料収入を計上しております。

意（11） 私、平成28年度の要望書でも総務部のところに、封筒に企業広告を載せるなど、広告収入等の新たな自主財源の確保に努めることと要望しております。高松市では封筒に企業広告などを載せているとか、近隣市では住民票の封筒に企業広告を載せているというようなことをしております。

大きなことでいうとネーミングライツとか、グラウンド名に企業名を使わせていただくとか、例えば名古屋市ではレインボーホールが日本ガイシとかという例がありますので、高浜市でもその広告料収入に対する自主財源をもっと活発にやっていただきたいなと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、19 款の質疑を打ち切ります。

20 款 市債

委員長 質疑を行います。

問（3） 91 ページの中央公民館解体事業ですけれども、1 億 1,900 万円なんですけれども、工事費が 1 億 3,200 万円なんですけれども、今回 9 割の起債となっている理由というのは、国の制度変更なのか、そこら辺を教えてください。

答（財務） 中央公民館取り壊しについては 9 割の起債ということで、国のほうで除却については従来よりちょっと率を引き上げまして、9 割の充当が認められるということで、最大限活用するということで、このように 1 億 1,900 万円の起債を計上するということになっています。

委員長 ほかに。

委員長 質疑もないようですので、20 款の質疑を打ち切ります。

以上で、歳入についての質疑を打ち切ります。

引き続き、次に歳出の 1 款から順次質疑を行います。

〈歳出〉

1 款 議会費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、1 款の質疑を打ち切ります

2 款 総務費

委員長 質疑を行います。

問（3） 予算書の 103 ページ、広報広聴活動費、広報原稿準備委託料、こちら今回計上されていないということ、印刷製本費が昨年と比べて安いというのはなんなのか教えていただきたいと思います。

答（総合政策） 予算書の 103 ページ、2 款 1 項 8 目、広報広聴事業の広報原稿準備委託料の減と、印刷製本費の減の御質問でございますが、こちら、総括質疑で 12 番議員に回答済みで、重複することを御了承ください。

市の厳しい財政状況に鑑みまして、広報たかはまの発行につきまして現在の掲載量、内容を見直した結果、広報原稿準備委託料を削除するとともに、平成 27 年度広報のページ数、平均 28 ページを 20 ページ以下に変更したことによりまして、印刷製本費を 191 万 7 千円減額するものでございます。

問（3） またかぶっていたら申しわけないですけども、その 20 ページ以下にした理由。

答（総合政策） 広報発行の見直しの具体的な、なぜ 20 ページというところでございますが、そもそも広報紙の目的でございます本当に必要な情報が市民に適切に正しく提供されているか、そういうところの原点に立ち返りまして検討いたしましたものでございます。広報たかはまのページ数を原則 20 ページ以内としまして、同じ内容を繰り返し掲載していないか、また、ホームページやフェイスブックを活用できないかと、そういったことの見直しの方針を各グループの広報主任者へ通知をいたしましたところでございます。今後は広報主任者と総合政策グループの職員によりまして、必要な情報を市民にわかりやすく伝えるような広報となるようにリニューアルのほうをさせていただきたいと思っております。

問（3） これは、例えばどこかの市がやっている広報活動だとかそういうのを参考にして考えて進めているものなのか、今回、検証していくため

にやっていくものなのか、ページ数を減らしてフェイスブックやホームページを活用していった中で、どれだけ市民の方にこう、例えば情報がしっかり伝わっているというのを、またどこかで調べていくというか調査をしていくものなのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

答（総合政策） どこかの市を参考にしているかという御質問でございますが、特にこの市を参考にしているところはございませんけれども、いろんな全国の広報紙ございますので、そういったところのいいところをぜひ学んで、高浜市の広報として使えるところは使っていきたいというふうに考えております。

市民に伝わっているかの調査というところですけども、こちらのほうにつきましても本当に市民の方に伝わっているか、具体的なアンケートをとるわけではないですけども、しっかり今回の別冊の公共施設の広報もございます。いろんな形で市民の反応をいただきながら、市民にとって本当に適切な情報が伝わるような広報の作成に尽力してまいりたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（１） 107 ページの１項、総務管理費の中で、５で市役所本庁舎整備事業というのがありますが、ここにちょっとかかわってくるのかどうかわからないですけども、旧庁舎がなかなか取り壊しが終わっていないとか始まっていないと思うんですが、そちら辺の進み具合と、あとそれが取り壊しのほうが始まると、きょうでもそうだったんですけども駐車場、市民の方々の駐車場というのがさらに減ると思うんですが、その辺の確保等はどうか考えているのか教えてくださいたいと思います。

答（行政 主幹） 解体につきましては、議会にも御報告させていただいておりますけれども、外壁にアスベストがあるということで、事業者さんとの協議がまだ終了しておりませんので、それが終わり次第、また、御報告ということになっていくと思います。

それから、市民の方の現在の駐車場なんですけれども、当然解体が始ま

りますと、今南側に 30 台ぐらい駐車場で、狭くて御迷惑はおかけしていません。一時使えない時期もございますので、今回、誘導員の予算計上させていただいていますが、現在、旧シオンの踏切を超えたところで駐車場をお借りして、それ以外の貸駐車を少しお借りさせていただいて、そこに公用車を置かせていただいて、旧シオンも市民の方に駐車場として利用していただくような形で考えております。

委員長 ほかに。

問（11） ICT化の推進はどのようになっているのでしょうか。97 ページの電子複写機借上料とありますけれども、ICT化の推進はどのようになっていますでしょうか。

答（行政） 電子複写機の借上料を今回お願いする中で、今までのコピー機ですと、通常はそのコピーをするというような機能になっておるんですけども、今回考えておるのは、PDF化じゃないですけども、そういったデータ化ができるような、スキャナー機能を盛り込んだような複写機といったものを考えているというところでございます。

問（11） 先ほど広報の別冊のお話が出ておりましたが、あれ 1 ページごと PDF をダウンロードしないと見れないような形になっています。この ICT化が進んで、丸ごとダウンロードできて、ページがめくれるように見れたほうが、きっと市民の方にも優しいと思いますので、進めていってほしいと思っています。

答（総合政策） PDF化、今の公式ホームページのほうで 1 ページずつのダウンロードができますが、なるべく負担にならないようにページを分けて掲載をさせていただいておりますけれども、利便性を考えて、まとめた一括のダウンロードの方針も考えていきたいと思っております。

問（11） よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続き 103 ページの職員の研修事業でありますけれども、職員の若年化が進んでいると見受けられますが、どのような工夫をしていらっしゃるのでしょうか。

答（人事） 採用1年目の職員を対象に、若手職員成長支援研修というものを実施しております。接遇ですとか、あと自治基本条例や財務の話、また、情報セキュリティや健康管理の研修を行ったほか、平成27年度に高浜地域経営実践塾の集大成として作成した、職員と地域の関わり方にまつわるQ&A、これを作成したんですが、これを活用した研修を実施して、宅老所への訪問や小学校への出前授業などの実践に繋げております。

また、まちづくり協議会の特派員の制度について、今後ちょっと見直しを図っていく中で、これも若手職員を対象にした研修と位置付けていくために、その中でもそういった、先ほど申し上げたQ&A等を活用した研修を実施しております。

平成29年度以降も今申し上げたQ&A等を有効活用しながら、若手職員の成長支援に繋がっていきたいと考えております。

意（11） Q&Aを見せていただきましたけれども、とてもその地域との関わり方ですとか、仕事と自分のプライベートのバランスですとか、今問題になっているワークライフバランスとかをすごく尊重して書いてあると思いますので、ぜひ活用して若手の職員の方を大事に育てていただきたいと思います。

問（15） 101ページの市民表彰事業ですけれども、今回、前回までと違うと思うんですが、今回委託料になっておりますけれども、今回これ、なぜ委託になったのか、また、もし委託先がわかれば。

それから、これ委託料としては18万7千円発生しておりますけれども、今までどおりでこれできないかという点と、それから今後委託になることによって、例えば開催の曜日が変わることがあり得るのか、その点をお願いいたします。

答（人事） 委託料を計上した理由でございますが、実はこれまで市民表彰式の式典について、参加された方ですとか表彰審査委員の方々から、ちょっと式典について改善をしたほうがいいんじゃないかというような意見をいただいております。これはやはり現行の式典が参加される方々にと

って満足のいくものとなっていないのかなど、こういうことを感じております。

このままでは、出席される方の減少ということも大変危惧されるものですから、そういうことがないように、また、これまでいきいき広場で開催をしておりましたが、いきいき広場の再編等もありまして、なかなか今後いきいき広場での開催が難しいということもありまして、この平成 29 年度からはかわら美術館に会場を変更し、式典についての設営や運営などを業者に委託することで、市政功労者等を表彰するに値する式典に変えていきたいというふうに考えております。

そのための費用として、新規でこの市民表彰式業務委託料 18 万 7 千円を計上させていただきました。委託先については、まだ決定をしておりませんので、年度が明けてから決定をしていきたいということと、あと今までどおりできないかということなのですが、先ほど申し上げたように、やはりちょっと改善というようなことも意見を受けておりますので、できれば委託料を計上して、今後さらに魅力のある式典に変えていきたいということを考えております。

あと開催日につきましても、原則、市制施行の日 12 月 1 日というふうにしておりますが、今後、かわら美術館で開催するということもございしますので、特別展とかそういうこと等も踏まえながら、変更する可能性もあるというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

問（15） 今、改善点がいろいろ挙がったとありますけれども、具体的にどういった改善点が挙がりましたでしょうか。

答（人事） 実際にちょっと式典として、市政功労者を表彰する式典としてみすばらしいのではないかとか、そういったような御意見をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

問（15） 次に 121 ページ、主要新規の No. 2 のコンビニの発行ですけれども、今後コンビニでいろんな証明書が発行される予定ですが、これは実際にはどういった書類という、証明書が発行されるのか。

それから2点目として、例えばいろんな住民票とかありますけれども、この発行手数料には、これは従来どおり市の窓口としての払う発行手数料とこれ変更がないのか。

それから3点目としては、コンビニはどのコンビニを予定しているのか。もう全てのコンビニなのか。

それから4点目が、今マイナンバーカードの普及率は現時点で何%になっておるのか。平成29年10月までには7%をこれ目標がありますけれども、現時点ではこれ何%が発行されておるのか。

それから、こういったコンビニで証明書を発行される場合は、これ最低何%の発行がされていなければならないというような、こういった問題はあるでしょうか。

最後の質問ですけれども、例えば高齢者、また、病気の人がおった場合は、これはマイナンバーカードを持っていけば、代理でもこれはコンビニで発行してもらえるのでしょうか。以上ですけれども。

答（市民窓口） まず、コンビニのほうで発行できる証明書のほうですけれども、こちら一般質問のほうでもお答えさせていただきましたけれども、今、住民票、それから印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、所得証明書、それから課税証明書の5種類のほうを予定しております。

それとコンビニ手数料のほうなんですけれども、今現行私どもの市の窓口のほうで徴収している手数料のほう、これをこのままコンビニのほうも手数料という形で支払ってというか、徴収させていただきたいと思っております。

それとコンビニなんですけれども、今大手のコンビニ全て行えるようになっております。セブンイレブンとかあとファミリーマートとか、そういったところ、市内にあるコンビニのほうを計画しております。

それとマイナンバーの発行のほうなんですけれども、現在、3月1日になりますけれども、今2,930枚、こちらのほうが発行されておりまして、人口比率でいいますと約6.2%、こちらの方たちが今お手元にマイナンバ

一カードを持っているという状態です。

あと、コンビニの発行のほうでマイナンバーカードが何%ぐらいいいければいいのかということなんですけれども、主要新規の事業のほうでもうたわせていただいておりますけれども、この平成 29 年末までには 10%を目指したいなというふうに考えております。

あと、高齢者とか病気の方が代理でコンビニ発行できるかということなんですけれども、これにつきましてはできませんという形でお答えさせていただきたいと思います。以上です。

問（15） コンビニのほうのこれ手数料は、どのような手続きで実際の金額は払われるのしょう。

答（市民窓口） コンビニのほうなんですけれども、実際コンビニのほうの委託料という形で、市のほうから 1 通につき 115 円という形でお支払いをしなくてははいけません。これにつきましては、市民の皆さんというかコンビニを利用される方は、コンビニのキオスクのほうに住民票でいいますと 200 円お支払いをされるわけなんです、そのあとコンビニのほうは、その 1 カ月なら 1 カ月の間、その件数に対して金額がいくらであったかということに対して J-L I S、こちらのほうに支払のほうの請求をされるわけなんです。そうしますと J-L I S は、私どもに 1 カ月これだけの金額がかかったから払ってくださいという形で連絡がまいりますので、私どもとしてはそちらに金額をお支払いするような形になっております。以上です。

意（15） コンビニのほうでも、例えばこれは基本料金とはこれは別で、あくまでも 1 件について 115 円、例えば基本料金は、これはない、これは。

答（市民窓口） コンビニのほうで皆さんが御利用されたことに対して、1 件につき 115 円という形になっております。

委員長 ほかに。

問（1） 111 ページの総務費の、14 目の総合住民情報管理事業、ここにかかっておるのかと思うんですけれども、新庁舎に移転しまして窓口のシ

システムが一新されたと思います。それが当初1月からちょっと遅れて4月から、また新システムのほうが始まるというふうに聞いていますが、現状はどうなっているのか教えていただければと思います。

委員長 答弁を求めます。

答（総合政策） 4月3日から総合窓口システムが、新たに開始をされます。実際に来庁者の方が窓口にお越しになられますと、タブレット端末を利用して住所と名前の入力をされます。そうしますと申請書が直接記入をしなくても、直接出てくるような仕組みだとか。

庁舎に来られる方の大半の方は、証明書の発行の要望でこられます。ですので、そういった証明書発行窓口といった専用窓口を設けまして、所得証明書ですとか住民票だとか、そういった証明書が必要な方は、その証明書発行窓口に行き行っていただくことによって、待ち時間を短縮する、そういったような取り組みを考えております。

問（1） 今の話だと4月3日からうまく進んでいくという予定で、理解してよろしいのでしょうか。

答（総合政策） 4月1日、2日、土日になるんですけれども、そこを土日開庁を閉庁させていただきまして、そこでシステムを入れ替えまして、4月3日に市民の方に利用いただけるように準備をさせていただいております。

問（1） ぜひとも、新しいシステムのほうを上手に進めるようにお願いしたいと思います。

もう1点、主要新規の5ページ、防災活動事業の防災備蓄倉庫の設置なんですけど、ちょっとこれ前も聞いたから、聞いておいたら申しわけないですけれども、この防災備蓄倉庫というのは何が入っているのか、主なものでよろしいんですけれども、教えていただければと思います。

答（都市防災） 学校に設置をしております防災倉庫の資機材の関係でございますが、主なものを申し上げます。ブルーシートですとか、体育館に使いますパーテーション、あと畳マット、ランタン、それからカセットコ

ンロ、浄水装置、それから発電機、それからエコロジーの食器関係、あと組立トイレ、トイレットペーパー、し尿処理剤等が入っております。以上でございます。

問（１） 発電機等というものが入っていると聞いたんですが、いろんな災害で皆さん結構、いつも問題になっているのが、今、携帯やスマホというのがもう生活必需品というか、もうなくてはならないものになっていると思うので、そういったものに、発電機につなげられるようになっているのかなというのと、あとこの倉庫というのは、市が管理していると思うんですが、誰がこれというのは開けたりするのかというのも教えていただければと思います。

答(都市防災) 最初の御質問のスマホ等への充電の部分でございますが、発電機を使ってできないことはないですが、優先順位といたしましては、避難所を運営するための照明器具ですとか、そういった部分にまずは優先的に使っていきたいというふうに考えております。

それから、管理の部分でございますが、現在進めております設置済みの防災倉庫につきましては、設置が完了した段階で学校さんですとか、あと地域のまち協さんのほうにも鍵をお渡しして、管理のほうをお願いしている状況でございます。

また、今年度設置しました吉浜小学校につきましては、資機材の移動の際には、まち協の方にも一緒になって手伝っていただきまして、一緒になって中身の確認を行っているところでございます。以上でございます。

問（１） 確かに大災害が起きたときに、誰が開けられるかというのはわからないと困るんで、いろんな方にお渡しして、できたらその倉庫にでも、これは誰が開けられますよみたいなことを書いてあると、いざというときにも使えるのかなと思います。

あと、この予定だと平成 29 年度の 3 学校で終わると思うんですけども、これで終わりなのか、そのあとまだ考えているのか、あれば教えていただければと思います。

答（都市防災） 平成 29 年度に予定をしております 3 小中学校をもちまして、市内の小中学校については、全て終わりという形になります。現状ですと来年度をもって、終了という予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

答（市民窓口） 先ほど 15 番委員の御質問の中で 1 つ答弁漏れをしておりましたので、そちらのほうをお答えさせていただきたいと思っております。コンビニ発行で最低の枚数の制限があるのかという御質問だったかと思っておりますが、こちらにつきましては枚数の制限はございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 1 分

再開 午前 11 時 10 分

委員長 時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 款、総務費の質疑を続けます。

問（3） 主要新規の 7 ページの土地・家屋台帳履歴管理システム構築業務委託で新規なんですけれども、内容等は背景だとか目的を見ていくとよくわかるんですけれども、法務局等で電子データ化というのはかなり前に済んでいたんですけれども、今回、高浜市でこの新規で上ってくると、近隣も含めてそういう形なのか、ちょっと教えていただければと思います。

答（税務） まず、近隣市の状況でございますが、近隣市のほうにつきましては、まだ検討段階でございますが、今回、高浜が早いほうでございます。

あと中身につきましては、おっしゃるとおり登記情報については、法務局のほうは電子化しておるわけなんです、現在、高浜市においては紙に

よりそれを管理をしてございまして、その紙が問題でございまして、その紙が明治、大正からの和紙で引き継がれているものが多く、劣化が著しいものが散見されるような状況でございまして。

また、年間5千件ほどの登記情報の追記というのがございまして、登記所から入手した電子データ、ここで電子データをいただけるんですが、電子データをプリントアウトし、手書きで台帳に転記しており、事務管理上、非効率な状況となっておるといふこと。さらに年間500件ほどでございまして、閲覧申請についても慎重な台帳の取り扱いを申請者をお願いをしておき、御不便をおかけしているのが現状でございまして。これらの課題を解決するために、紙媒体により保管されている登記情報を電子化し、情報の適切な管理を行うとともに、電子化による情報の検索が容易になることから、閲覧者の利便性の向上、登記所からの追記のデータを直接システムに取り込むことによる事務改善を図るものでございまして。以上でございまして。

問（3） 事業実施スケジュールを見ますと、運用開始が平成29年の12月ということなんですけれども、目標設定の達成時期は平成30年3月というふうになっているんですけれども、この差というのは何の差なのか。

答（税務） スケジュールの関係でございまして、このシステムの導入には、実は非常にアナログな作業でございまして、紙のものを電子化、イメージとしては写真を撮っていくという作業なんです。従いまして時間がかかるという内容でございまして、一旦その写真を撮ったあとに、その記載された内容は電子情報となりますので、写真を撮って現物をPDF化とはちょっと若干違うんですが、写真としてのデータと、あとはそこに書かれている内容を電子データにするというような内容がこのものになりますので、これぐらいの期間が必要になるということでございます。

委員長 ほかに。

問（3） これ運用開始が12月だけれど、終わるのが3月ぐらいということですか。

答（税務） 運用開始が12月ということに対して、達成時期は平成30年

3月ということですが、12月のシステム導入後に新しい追記情報というものが入ってまいりますので、運用開始というのがその12月の時点から電子データを取り込む作業を開始していくということになります。

委員長 ほかに。

問（15） 予算書の119ページ、主要新規の5ページの国税専門官賃金の件ですけれども、主要新規事業の必要性、背景を見ますと、3行目の滞納整理機構が今後も継続していく可能性は不透明なため、機構へ依存しなくともとありますけれども、まず今この滞納整理機構は、どういったような状況か教えていただきたいのと、それからこの事業費が、この新規事業のほうには426万3千円が計上されておりますけれども、予算書のほうは、これは多分臨時職員賃金で529万2千円とありますけれども、これはほかに何か含まれているのでしょうか。以上2点だけ。

答（税務） まず119ページの臨時職員の賃金の内訳でございますが、529万2千円の内訳が、まず国税のOBの方の部分が365万円ほどで、あと、実は産休代替職員の臨時職員賃金が残りの部分で二人分計上されてございます。

続きまして、滞納整理機構でございますが、滞納整理機構につきましては、おおむね今後3年、また延長するというようなお返事をいただいておりますので、滞納整理機構につきましては、こちらは引き続きそのまま継続をしていくような形で予算を計上させていただいております。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（3） 僕も同じところなんですけれども、今回、目的を見ていきますと滞納整理機構経験職員と連携するという部分で、収納担当全体のスキルアップを図るということで、事業内容のほうも滞納整理担当兼アドバイザーとして徴収率と収納担当全体のスキルアップを図るという形で、ちょっと御説明のほうで前、週3フルタイムで職員が1名ついてということなんですけれども、この職員全体のスキルアップというのは、どういうふうに

実際に行っていくのかという部分で、2名職員がいてということなんですけれども、1名の方に例えば市の職員が1人ついてだとか、どういうふうにこう全体のその職員のスキルアップを図っていくのかというのが、ちょっと具体的に教えていただければ。

答（税務） まず、その今申し上げた臨時職員2名というのは、1名は産休代替職員で徴収担当ですが、結局はそれは今回の追加で雇用するわけではなくて、いわゆるその追加で来ていただく部分については国税の方、OBの方になりますので、その点が一つ。

あと、おそらくその西三河滞納整理機構の関係と、あとは今回の国税OBの方について、どのような活用方法を考えてみえるのか、それによって職員がどのようなスキルアップを目指すのかと、このような御質問かと思いますが、実際、役割分担につきましては、いずれも滞納整理機構、国税専門官の方についても、いずれも高額滞納者の方の対応を想定してございます。

滞納整理機構のほうについても職員を派遣しておりますので、そこで滞納整理のノウハウを吸収する。国税OBの方も市に来ていただいて、そのノウハウを吸収する。いずれも目的は同じなんですけど、ここで大きな違いが、滞納整理機構については財産のある方の滞納整理を基本と考えております。つまり、財産処分のノウハウを吸収してもらおうのが滞納整理機構。逆に財産のない方に対して、例えば給与所得者であれば給料の差し押さえ、生命保険の差し押さえといったような内容のもの。これが国税OBの方のノウハウを活用させていただいて、徴収職員がそういった財産がない方についてどのような滞納整理を行うのか、こういうような形でスキルアップを図ってまいりたいと、このように考えております。

委員長 ほかに。

問（5） まず、全体的な話で、予算編成において経常経費の削減1億円を掲げ、編成作業を進めてきたということでありましたが、具体的にはどのような経常経費を削減したのか、わかりやすくお示してください。

答（財務） 経常経費の削減ということでございますが、まず、長期財政計画に掲げている事業の見直し、見直し時期の前倒しとか指定管理料等の施設管理料の見直し、補助金・交付金の削減、その他、先ほどの広報のような見直し。さらに、これまで5年間の実績を踏まえた予算編成としましたので、そういう不用額があまり出ないような見直しということで1億5千万円ぐらいの見直しを図っております。

問（5） 1億5千万円削減をしたということでありますけれども、具体的に目に見えてわからない。どういった経費を削減したのかというのが具体的に見えないわけですので、その辺せつかくそういった努力をしたわけですから、市民の皆さんにもしっかりと見える形で示していったほうが、私はいいと思います。

次に、予算書102ページ、2款1項8目の事業1の広報広聴事業の広報原稿準備業務委託料約175万円が、今回の当初予算でようやく廃止されました。これは、私が今まで再三してきた委託料でありますので、実行していただいたことに感謝しますが、今回はなぜ、これまで割り付けできる業者がないということで改善できていなかったんですけれども、これが今回なぜ改善できたのか、その点をお示しくください。

答（総合政策） これまで広報準備委託料ということで、主な作業が割り付け作業だとかホームページのHTML変換という作業を委託をさせていただいておったわけですが、今回、平均ページ数をこれまで28ページから20ページに引き下げたというところもございます。

あとホームページだとかフェイスブック、こういったものを活用できないかと。本当に市民に正しい情報が提供されているかというところを見直した結果、そういった準備委託料も削除して内部の職員で全て賄うような形に変更したものでございます。

問（5） それは、今まで指摘を私もしてきたことなので、これが改善されたことに評価はしますけれども、これに限らず日々改善していただくとよう要望しておきます。

次に本庁舎整備事業の関係なんですけれども、予算書の106ページ、2款1項11目、事業5の市役所本庁舎整備事業の市庁舎備品引越業務委託料と市庁舎駐車場誘導業務委託料について、委託内容を教えてください。

答（行政 主幹） 引越業務につきましては、現在、旧保健センターにある荷物を現在の地下公用車駐車場を改修しまして、本体工事に入っていますが、そこに倉庫等をつくりますので、そこに移す費用でございます。

駐車場の借上料ということではよろしかったでしょうか。

問（5） 誘導業務委託。

答（行政 主幹） 臨時駐車場の誘導業務委託でございますけれども、これにつきましては、昨期、本庁舎を整備しているときには、工事車両が南からの出入りで、保安員さんを置いておったことから、それを市が無理を言いまして、少し東側で誘導していただくことにより、駐車場の出入りの誘導もお願いしておったところでございます。一期工事が終わりました、二期工事の解体工事は北側のほうからの工事車両の搬出になりますので、事業者は南側では誘導員の配置ができないということで、二期工中は、南側に保安院がいますので、入り口のところで30台ぐらいしか停まることができないということと、それから時期によっては駐車場がなくなってしまうので、臨時駐車場へ誘導するというので、誘導員の予算を計上させていただいております。

問（5） 今の答弁を聞くと、備品の引越しに関しても誘導員に関しても事前に予測できたことなんだろうと私は思うんですけれども、本庁舎整備事業の契約書を見ると、内訳に引越し費5千万円、備品設置費5千万円など書いてあるんですけれども、こういったのに含まれないのか、その含まれない根拠を教えてください。

答（行政 主幹） 引越しにつきましては、旧庁舎から本庁舎へ引っ越す分ということで、事業契約をさせていただきましたので、旧保健センターからの移動分については計上がなかったということでございます。

それから備品購入費につきましては、要求水準等に入っているものに関

しましては、議場の椅子と机が主なものでございまして、会議室棟では既存庁舎のものを利用して、必要となりました不足分を計上させていただいております。

問（５） 例えば駐車場前の誘導なんですけれども、本庁舎整備事業の契約書によると、第 11 条において、乙大和リースは、整備解体の期間中の来庁者や職員等の安全、利便性、バリアフリー、業務の効率性を確保するものがございます、第 10 条第 5 項には、乙大和リースは、自己の責任と費用において事業用地における安全管理及び警備等を行うものとあるので、解釈によっては駐車場の誘導費とかは、大和リースに負担していただくことも考えられると思うんですけれども、この辺の見解はいかがでしょうか。

答（行政 主幹） その辺のところは、おっしゃられることもわかりまして、第一期工事のときには、やはり入口のところを誘導させていただいて、誘導につきましては、お願いをしておったところです。

二期工事につきましては、やはり工事自体は工事の出入りの安全が優先となりますので、南側の出入り口の中で誘導するということは、今回予算の計上をさせていただいております。

それと臨時駐車場のほうも当然、誘導員がいないと、そちらのほうに案内された方が入れない場合も考えられますので、南側の 30 台ぐらいの駐車場が使えないときには、臨時の駐車場のほうにも誘導員のほうを立てさせていただいて誘導するようなことを考えております。

問（５） その辺の契約内容について、客観的にそれが妥当だということの見解は得ているのかということと、その辺りしっかり相手業者と交渉したのかというような記録というのは、あるのかないのか。

答（行政 主幹） 記録自体は、特に申しわけございません、とってはございませんけれども、定例打合せの中で、誘導員についてやっていただけるかどうかということは、協議をしております。

問（５） あとあとそういったことを検証したりとか、そうやって振り返ることもあると思うので、その辺の記録とか交渉記録、しっかりと残して

おくよう指摘をしておきます。

次に予算書の 116 ページ、2 款 1 項 20 目の事業 2 の、社会福祉費支給事業等補助金返還金で、高浜エコハウス国庫返還金 141 万円、計上されていますけれども、この理由についてお伺いします。

答（介護保険・障がい） 返還金の計上の理由ということでございますが、商工会がエコハウスに移転するという事で、本来の目的にはない使用をすることから、その面積、貸付期間に応じて国のルールに従いまして補助金の一部を返納するものでございます。

答（市民生活） ちょっと補足をさせていただきます。今回の返還金についてでございますが、この返還金につきましては、先ほど 5 番委員の御質問にありました歳入の 81 ページ、高浜エコハウス貸付収入と連動いたしておる部分がございます。

まず、返還に至る経緯について御説明をさせていただきます。平成 27 年 12 月 8 日に東海北陸厚生局に高浜エコハウスへ商工会が移転するに当たり、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の財産処分の手続きが必要かどうかを確認をさせていただいたところ、施設管理の一環としての使用であれば手続きの必要はないとの回答を受けております。

その後、歳入の確保の一環といたしまして、商工会が使用する部分を有償にて貸し付ける場合につきましては、同じく東海北陸厚生局へ確認をいたしております。施設の有効活用の一環として、改修工事や模様替え等を行った上で、高浜市商工会が事務所や相談室などを使用することは、本来目的であります介護予防事業に支障をきたさず、無償での使用であれば財産処分の手続きは不要であります。有償での使用となると、財産処分の手続きが必要となり、目的外使用に係る一部の返還が必要であるとの回答でございました。

このようなことから今回の返還金につきましては、高浜エコハウスに移転します商工会と市有財産の有償貸付契約により、有償貸付けを行うことに伴い、有償貸付けの面積部分 127.87 平方メートルに対する財産処分目的

外使用に係る返還が生ずるもので、期間につきましては、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間分の返還金額でございます。以上でございます。

問（５） 平成 28 年 6 月の議会審議のときには、そういったことはわかっていたことだろうと思うんですけれども、これがなぜ突然、この当初予算で計上されたのか、その辺を教えてください。

答（市民生活） 平成 28 年 6 月議会のときは、まだ有償であるか無償であるかというのが決まっておらなくて、私の先ほどの 6 月のあり方検討のときも有償で交渉させていただきたいという旨はお答えをしておりますが、歳入確保のために有償でということは、この当初予算のほうで計上させていただいております。以上でございます。

問（５） 平成 28 年 6 月の審議のときには、もう、市民の皆さん、この議会にもしっかりと説明責任があつて、そういったことは当然説明していないといけなかったと思うんですけれども、そういったことをしっかり反省して、調査とかそういったこともしっかりやっておくとした方がいいので、その辺よろしくお願いいたします。

答（市民総合窓口センター） おっしゃることはよくわかります。ただ 6 月の時点では、私どもはまず国のほうに確認をさせていただいたのが、あくまでも貸付けをする、使っていただくのに返還が必要かどうかということで御了解をさせていただいたので、その時点で仮に有償であっても返還はそぐわないだろうという判断をしておりました。それで有償ということが金額もある程度出ましたので、国に再度確認に行ったのが、確か 11 月だと思いますけれども、その平成 28 年 11 月の時点で有償で貸付けする場合に再度、一部返還金が必要かどうかということをそこで改めて確認をして、そこで必要ですというふうに言われましたので、6 月の時点で隠しておただとかそういうことではなくて、あくまでもその時点ではその貸付けに対しては、返還は必要ないという前提の中での御答弁をさせていただいたということで、有償で貸し付けるという前提の中での調査、確認の中で、今回そういった返還義務が出て、一部返還ということが必要だということ

が確認できましたので、今回の予算、貸付金を計上させていただく際に合わせて両者を計上させていただいたものだけということだけは御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

意（５） 今の答弁を聞いて、平成 28 年 11 月にわかっていたということであれば、公共施設の委員会等 12 月にもあったので、そういったところで議会に報告なり説明をしていただいたほうが、より親切だったのかなと思うので、その辺り考えておいてください。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、2 款の質疑を打ち切ります。

3 款 民生費

委員長 質疑を行います。

問（１） 予算書の 140 ページから 143 ページで、3 款 1 項 8 目の生活困窮者自立支援事業の関連についてお伺いしたいと思います。生活保護受給者というのがどんどんふえていると思いますが、高浜市においてはまだ高齢化率や生活保護の受給率というのは、全国に比べれば低いと聞いております。

しかし、これというのは今後間違いなく増加していくと思いますが、現在、年金保険料を納めることができない生活困窮者の方々に、集めるだけでなく、当然収入はふやしてもらわないと納めてもらうことはできないと思いますので、生活困窮者の方々への就労支援というのが大きな問題だとは思いますが、その辺をどう考えているのか教えていただければと思います。

答（地域福祉 主幹） 生活に課題を抱えた生活困窮者等への就労支援に

つきましては、日常の生活相談だけではなくて、職業紹介や職業相談、これを一体的に両輪で行うということが、非常に重要かつ効果的であるということが指摘されております。

このような観点から、福祉部におきましても、平成 26 年度から職業相談を希望する生活困窮者等に対しまして、ハローワーク刈谷の職員による巡回相談をいきいき広場で実施していますが、取り組みの周知不足等によりまして、この 2 年間ほとんど活用されていない、活用されてこなかったというのが実態でございます。

このため、昨年末にハローワーク刈谷と協議いたしまして、まずは利用者目線のパンフレットを作成して、生活相談に訪れた生活困窮者の方であったり、一人親家庭への世帯主への周知、これを徹底するということ。平日の日中に就業や子育てを抱えている母子家庭等へも配慮いたしまして、これまで午前のみであった巡回相談の時間を午後にも新たに設けていただくということ。利用者の同意を得た上で、職業相談の場に市の職員も同席をさせていただくということ。こういったふうに、利用者がアクセスしやすい仕組みに見直し、本年 1 月から実施しておりまして、生活困窮者等の就労支援の推進に努めているところでございます。以上です。

問（１） 当然、前年度の実績等に基づいて見直しされていると思うんですが、その見直しがどのような効果を期待しているかということと、もちろん展開も含めて、具体的にわかっていけば教えていただきたいと思います。

答（地域福祉 主幹） 平成 29 年度につきましては、こうした見直しによりまして、これまで直近 3 カ月で 5 人しか利用のなかった利用者数を、少なくとも 3 倍の 1 カ月 5 人以上にするということを目標として、取り組んでまいりたいと考えてございます。

現に 2 月の利用希望者数につきましては、1 カ月の相談枠の上限である 6 人を超える申込みがありまして、早速、企図とした以上の効果というのが現れているところです。

今後の展開といたしましては、来年度から地方版ハローワークの実施に

関する地方財政措置、これが特別交付税として新たに講じられるということが予定されておりますので、今後の巡回相談の利用状況であったり、利用者の声、市民の方々の声というものを踏まえまして、その導入についても検討をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

意（１） 先ほどの御答弁でもありましたが、どんなに立派なシステムをつくっても利用される方がいないとどうしようもないので、ぜひとも今言われましたけれども、これまで以上に使われるように市民の皆さまが利用がうまくできるように、情報の徹底のほうをしていただければと思います。

問（１３） 私も今のところで、その生活困窮の方々に最も必要なのは住まいと就労だと思うんですね。それで、その就労の部分でいうと、ハローワークさんがまず就労意欲をかき立てたりだとか、いろんな職を紹介したりだとかというのはあると思んですが、実は今、高浜は特に窯業とかそういう業界の中で、人手不足でしょうがないんですよ。なにをやっても全く人が集まらない状況があるんですよ。だから企業側の受け皿というんですか、こういう方々が就労したがついていきますよというような部分をつくってあげていくことも必要じゃないのかなということをしごく思うんですけれども。

そういったところは結局、成果を上げるのが、相談に来る人の人数をふやすというのは、成果じゃないじゃないですか。就労していただいて、生活困窮から抜け出すことが成果じゃないですか。これはあくまで予算ですから、そういった部分でもう少し展開を考えていかないと、手段と目的が違ってきちゃっているんじゃないかなという気がするんですけれども、その企業的な部分に関しての取り組みというものは、どう結び付けていくようなところがあるのか、お考えがあれば教えていただきたいんですけれども。

答（地域福祉 主幹） 今後の展開といたしまして、最終的には就労をしたいという生活困窮者の方を確実に就労につなげていくというのが非常に

重要であるということは、課題として認識してございます。

その対応といたしまして、今後の展開として先ほど申し上げたように地方版ハローワークの実施というものを考えております。地方版ハローワークを実施した場合にどういったメリットがあるのかですが、まずは地理的な条件といたしまして、近隣にはハローワーク刈谷しかございませんので、そこまで行くのに生活困窮者の方というのが、車を持っていない方が多くみえられるので、交通費の観点から非常にアクセスが難しいという問題の改善につながるんじゃないかというのが一点。

あとは企業側とのマッチングということで、今、市で職業紹介というものを行っていないので、企業の方々と直接交渉するような機会というのが非常に少ないのですが、地方版ハローワークを実施して、自治体が主体的に企業と交渉していく過程の中で、そういった生活困窮者の個別の条件に応じた就職先であったり、就労体験先というのも今後は開拓できていくんじゃないかと考えているところでございます。以上です。

意（13） ぜひ、自治体はその企業の窓口になるのはなかなか難しいと思うんですよね、ですから、そこを上手にこう橋渡しをするようなシステムというのが、例えば国全体でとか県とか、そのレベルで考えられないのであれば、今言われた地方版のハローワークというものを高浜独自で考えてやっていけばいいことじゃないかと私は思うんですよ。

決して、そのお金のかかるような話じゃないと思うんですよね、そういう部分は。やっぱり企業のほうもこういう生活困窮の方々に対しての不安を例えばお持ちであれば、それを解消してあげるだとか、あるいはそういう情報を取りに行くことはなかなかできないから、そういう方々もその自分たちの情報を外に出してほしくないと思われることも多々あると思うんですよ。そういう部分に関しては、やっぱり自治体がこう、ちょうどその橋渡しをするには、最も適した役割ができるのかなということをお思いますので、ぜひそういう部分をつくっていただけないかなということをお願いしておきます。

委員長 ほかに。

問（５） 予算書の159ページ、3款2項3目、事業16のこども発達応援事業についてお伺いします。この事業は以前、答弁でもニーズが高く要望が多いと聞いておりましたけれども、なぜ予算額が減額してあるのか。

答（保健福祉） 主に報償金が、来年度は今年度と比べまして予算を落としております。こちらは、過去の実績をもとに指導回数を見直しをいたしまして算定をしたものでございます。事業自体が縮小しておるというわけではございませんので、よろしく願いいたします。

意（５） 2016年5月に、発達障害者支援法が改正されて、今後相談体制の充実や家庭への支援等が、より求められる大切な事業だと考えられます。従って予算のメリハリでいえば、張っていかなければいけない分野だと考えますので、途中で補正等するのではなく、当初からしっかりと適正額を予算計上するようお願いをしておきます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款の質疑を打ち切ります。

4 款 衛生費

委員長 質疑を行います。

問（５） 予算書の170ページ、4款1項4目、事業1の高浜エコハウス事業ですが、光熱水費が57万6千円、施設管理料が82万5千円、前年度と比べそれぞれ増額していますけれども、その理由をお聞かせください。

答（市民生活） 光熱水費と施設管理料が昨年と比べて増額という御質問でございますけれども、光熱水費につきましては、先ほどからの関連もございしますが、商工会さんがおみえになるということでいろんなイベント等

も含めて利用者がふえるという見込みで、特に電気代、水道代等々、ふや
かせていただいております。

施設管理につきましては、商工会さんのほうに現在お願いをしていくつ
もりでありますけれども、賃金のあたりが今回の施設管理ではなくて、例
えば総合サービスさんの部分も含めてですけれども、最低賃金が上がった
りしていますので、その辺のあたりが若干増になっているというところで
ございます。

そして、先ほどの商工会さんに入らせていただく部分で、光熱費というこ
とで電気代相当、実費相当分は、別途エコハウスの電気料収入のほうに入
れさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

問（５） 次に予算書の 168 ページ、４款 1 項 3 目の事業 1 の救急医療事
業の地域医療連携ネットワーク事業負担金について教えてください。

答（保健福祉） 御質問いただいております地域医療連携ネットワークで
ございますが、これは衣浦定住自立圏におきまして刈谷豊田総合病院と各
診療所がインターネットで結ばれ、平成 24 年 10 月から運用が開始されて
おるものでございます。

このことによりまして、かかりつけ医からの診療や検査の予約がオンラ
インで行われるとともに、カルテ情報が共有化をされまして市民の皆さま
の利便性が非常に向上いたしております。

このたび、本システムのリース期間が間もなく満了を迎えますことから、
システムを更新することになっております。更新費用を刈谷豊田総合病院
と衣浦定住自立圏域の 3 市 1 町で負担することになりますが、本市の負担
額は 537 万円となったものでございますので、よろしくお願いたします。

問（５） 例えば、こういった豊田会さんとの打合せや会議等であった場
合、全てしっかりとお互いが打合せ記録とか議事録、交渉記録は全てとっ
ているのか、その辺りをお聞かせください。

答（総合政策） こちら定住自立圏構想に伴いまして、3 市 1 町で協議を
進めております。直接の豊田会を通じた交渉は、刈谷市さんがやってお

りますので、ちょっと記録があるかどうかは定かではございませんが、各市に負担金を求める際の議事録は残っているところがございます。

問（５）　これが、対高浜市対豊田会さんとの病院の関係でも交渉をいろいろとやっておられると思うんですけれども、こういった交渉、例えば副市長が一人で豊田会に行って交渉したときの議事録とか交渉記録、これもしっかりととっているのか、その辺お聞かせください。

答（副市長）　私が、こういうところへ行って協議をしている内容というのは、結果が全てだと思っています。水面下の交渉の部分もございまして、全て文書に残っているとは言い難い。そういう状況でございます。

問（５）　そうすると、あとで交渉のときは見せられないと思うんですけれども、交渉が終わって、何十年かあとにいろいろと検証したり、振り返ったりしていく必要があるときがくると思うんですけれども、そういったときにそういった文書がないと、何も、どういうふうになったんだとわからない部分ばかりになっちゃうので、こういったところをしっかりと残しておく意味でも、しっかりその交渉したときには交渉記録、会議したときには会議記録、これをお互い理解のもとで残すことが必要だと思うんですけれども、この点についてどう考えるのか。

答（副市長）　私が、交渉の窓口の中でやっていく場合に、やはり内容については、紆余曲折いろいろしています。その中で私もそのときに答が出せない場合は、役所へ持ち帰って、当然市長とも相談をするという中で、今後、覚書等全員協議会等のところで、議会のほうに開示することになります。その結果が私は全てだと思っておりますので、そのときに、なぜこういう結果になったのかという御質問はしていただいて結構ですが、その水面下の交渉の部分は、一切お互いに文書としては残しておりませんので、お願いをしたいと思います。

意（５）　そういったことが常識的に、一般的に通用していく時代かということも考えていただきたいので、私としては確実に書類で記録を残すように指摘をしておきます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、4款の質疑を打ち切ります。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 款 労働費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5款の質疑を打ち切ります。

6 款 農林水産業費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6款の質疑を打ち切ります。

7 款 商工費

委員長 質疑を行います。

問（15） 189 ページのいきいき号循環事業のところでちょっとお尋ねいたします。今からの高齢化社会に向けて本市も当然高齢化率がどんどん上がっていくと思います。最近では高齢者ドライバーの事故が大きな問題になっております。そういうことで免許証の返還をしたほうがいいのかという、そういった議論もありますけれども、当然高齢者が自由にまちを歩け、出かけるようなまちづくりの整備も大事だと思います。そういった意味で今後、いきいき号の果たす役割は、ますますこれは大きくなっていくと思います。そういったことで、今この将来に向けたこのいきいき号の話し合いで何か行われていることがあれば、教えてください。

答（市民生活） 将来に向けたいきいき号という御質問でございますけれども、今のところ具体的に路線をふやすとか、新たな便をつくるとかいう話はございませんけれども、毎年開催しております地域公共交通会議がございますので、そういったところでお諮りをしながら、今後のあり方についても検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

問（15） 今のこの交通会議がありますけれども、最近ではどのような議題がありますか、これは。

答（市民生活） 最近の地域公共交通会議の開催ということでございますけれども、平成 28 年度は 8 月 29 日に開催をしておりますして、高取コースでのバス停の変更、そして港コースでのあっぱへのバス停の変更、そして刈谷市便の市内便との乗り継ぎを向上するダイヤの改正、そういったものを検討していただきまして、10 月 31 日から新たなダイヤで運行を開始しております。

意（15） できれば、そう早急というわけにはいかないと思いますがけれども、やっぱりこれは避けては通れないもんだと思いますので、またしっかり、この今言ったような取り組みをしっかりと取り組んでいてもらいたい

と思います。よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問(5) 7款1項2目、事業10の地方創生推進交付金事業ですけれども、今までは国庫支出金で賄われておりましたが、今回から市の持ち出しが約640万円計上されております。今後も市の一般財源を投入してまで行う事業なのか、その事業の効果、必要性はあるのか、その辺りお答えください。

答(地域産業) 地方創生推進交付金事業、こちらはコミュニティ・ビジネス創出支援事業の統合した事業となりますが、いわゆる高校生の活躍の場ということを創出するということで、高浜高校生に呼びかけをいたしまして、8名がその呼びかけに応じた形で、地元の企業と地場産業とのマッチングをした事業展開を行っております。

平成29年度につきましては、そちらに該当する事業が地方創生交付金の対象となりまして、2分の1の事業費の補助を受け、こちらにつきましては今後3年間2分の1の補助を受けるということを聞いております。こちら、いわゆる高浜にある資源を有効に活用しながら、高校生が将来自分たちの夢を実現するための活動のきっかけとなるような事業として位置づけておりまして、将来的に高浜にその地域の活動を担っていただける人材になるような方が、その中から出てくることも視野に入れた上での事業展開となります。

高浜高校におきましても、平成29年度からいわゆるSBP活動につきましては、部活動化を視野に入れた形で動いていただいております。こちらにつきましても、今後、長い事業展開を市としても支援をしていきたいと考えております。

問(5) わかりました。厳しい財政状況ということで、一般財源、市民の大切な税金を使ってこの事業を行っているわけですので、ここをしっかりと見える化というか、その税金に対してどれだけ効果が出ているのかということもしっかり見ていかなければいけないと思っております。

平成27年3月補正、これの追加でいろいろとこの事業の補正をしたわけ

ですけれども、その中でかわら美術館3階を整備する補正が出て、このかわら美術館を起点として事業を行うということであったと思うんですけれども、この辺り見えてこないものですから、どうなっているのかお伺いします。

答（地域産業） 平成27年度3月補正で繰越明許において、平成28年度より事業を実際に動かしているところがございますが、その中で高浜高校生のステージ、その活躍するステージの位置づけの中に美術館というものがございます。今、その活動の中で主要新規事業等でもお示しさせていただいているような、いわゆるキャラクター焼きのような形を、事業として見えるような形になってきている中で、今後このキャラクター焼きをSBP活動として全国、青森県や沖縄県、福島県等で実施している高校生のSBP活動にも、実は広げていこうというようなことを考えておりました、その中で、一つ、美術館の活用の仕方としましては、鬼師さんやいわゆる地元の自動車企業さんがそこに協力をしていただいていた経緯、また、種型や金型の試作等を展示しながら、今後注目されていくであろうSBP活動のステージ、発表の場として美術館を活用していくということも今後検討しておりますので、よろしくお願ひします。

問（5） この補正で計上された空間整備、約650万円全体であるんですけれども、これは今、どうなっているんですか。

答（文化スポーツ） この工事は、取りやめをさせていただきました。

問（5） 取りやめましたということですのでけれども、最初の事業の目的があって、それを軸にしてやるという話だったと思うんですけれども、そこを全く活用せず、今、事業が進んでいることだと思ひんです。その辺の目的から考えると、今の事業展開って一体どうなっているんだらうと思ひんですけれども、その辺りちょっとわかりやすく、筋立てて説明をお願ひします。

答（地域産業） 効果的な高校生の活動の一つの場所として、美術館というものを位置づけておりました。ただ、実際活動していく中で、その活動

の拠点として高校生が美術館を活用するということが、限られた生徒さんの活動時間の中で、なかなか難しいというような中で、その活動の拠点ではなく、やはりその活動内容を発表する場所、それを見せる場所というところで、美術館を活用していくというような形で今、方向をシフトしております。

その中で、いわゆる3階のモノコトギャラリーをどのように活用するかという中で、当初におきましては高校生のいわゆるオフィスのような位置づけというものも考慮しながら、改修費等も想定はしていましたが、じゃあそれを整備することによって、実際に高校生がどれだけそこで活動できるかという費用対効果も踏まえますと、やはりそのような整備は見送りにしたほうがいだろうというような中で、今回、事業費としてつけている改修費につきましては、改修は必要最低限の内容で行うということで美術館とも整理をしまして、今回その事業費は使わないという形になっております。

問（5） 全体的にいえると思うんですけれども、事前の計画性が余りにも足りないんじゃないかなというのが、今の市政をみて感じられるところであるので、この辺、もう事前の計画性をしっかり練って、そこから事業を動かしていかないと、本当に走りながらどんどん計画が変わってしまえば、それだけ税金が余計に使われたり無駄な経費が出たりという可能性がすごく大きくなるので、この辺りしっかり市民の税金だということを肝に命じて、これから事業展開、しっかりやっていただきたいと思えます。

答（都市政策部） 今、いわゆるこの地方創生推進交付金事業ということで、グループリーダーがお答えしましたように、当初この事業につきましては、我々が平成23年からコミュニティ・ビジネスの支援事業ということで、コミュニティ・ビジネスについて取り組んでまいりました。

事業を起こしてくる中で、実はもう数名の方が起業をされて、その支援を受けながら取り組んでみえる方が実際ございます。B型をとられて、いわゆる福祉関係、障がい者のお子さんのためにということで、当初から取

り組んでみえる方もございますので、今の市民ニーズというのを考えますと、やはり行政が全てのところに手立てができないという部分もございませので、この事業については今おっしゃったように、美術館の関係のことがございます。目的と指標がいまいちまだ、この年度の中では到達しなかったという部分の反省点はございますが、決して、その税をそういった形で投じておるということではなくて、必要だと思う判断のもとに事業をやっていますので、御理解をいただきたいと思います。

意（５） 全てを否定しているわけじゃないです。このかわら美術館の空間の進め方、この補正をして、今現在、事業はどうなっているのか、その辺りについては全く見えないというか、こんなやり方をしていたら本当に税金が無駄遣いになるんじゃないか、そういう思いです。

あと、今後の事業費のあり方についてはしっかり見直して、精度を高めて、目的をしっかりと定めて、もう一度原点に戻ってやっていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（１３） 私も今の、この地方創生推進交付金事業のところですけども、先だって高浜高校におじゃましたところ、この部活動化するというお話で、学校側も積極的にこの取り組みに対して理解をしていただけているのかなということを思っているんですけども、今５番委員が言った、僕はハードの部分じゃなくてソフトの部分でいうと、学校の生徒さんというのは、要は３年ごとに丸ごと入れ替わるわけですよ。１年生が部活動をやったって３年で卒業しちゃうわけですから、そうするとこの現実、ここからの息吹をずっと伝えていっていただかなきゃいけないところが一番大事だと思うんですよ。

ですから、そういった部分でいうと、今からの展開の仕方から何からこれは、高校生という一番柔軟な方たちを相手にするわけですから、余りに取り決め過ぎちゃって、思いから外れたから私部活やめるわとか、学校も、ちょっと高浜さん、これ違うんじゃないのという話になっていっちゃった

ら、逆にこれまた意味がないのかなという気がするんで、ある面そのソフトの中では柔軟さを保ちながら、それからもう少し、やはり我々議会だとか、あるいは市民の方々にこの活動が見えるような姿というところに結び付けていくようなところを、ぜひ御期待をしたいんですけれども、そういったところに対して何かお考えがあれば、お聞かせをいただきたいんですが。

答（地域産業） 高校生の活動につきましては、いわゆる広報等も用いながら市民の方にPRをして報告をしていく。また、もう一つ別の手法としまして、実はこちら高校生のSBP活動というものにつきましては、実は文部科学省のほう非常に注目をしております、毎年8月に行われているSBPの交流フェアという、高校生の活動の発表の場がございます。こちら平成29年度におきましては、文部科学省が後援ではなく共催というような形でこの取り組みに注目をしております。

また、福島県でのSBP活動の取り組みにつきましても、多くの注目を今後浴びていくような中で、いわゆる教育という位置づけの中でも、その高校生の活動というものが非常に注目をされている中で、愛知県で唯一取り組んでいる高浜市というものもそこでクローズアップされていくので、今後この活動につきましても周知というものについては、充実したものが期待されるというふうに考えてございます。

委員長 ほかに。

問（13） 今の件は、ぜひとも折角予算をつけるんですから、しっかりとやっていただきたいということです。

それと、この商工費の部分でいうと、今回、対前年比でいうと45%以上多く上がっているわけですけれども、それが今の地方創生の関係のことと、産業経済活性化事業であると思います。この産業経済活性化事業の部分において、これは愛知県の補助制度の受け皿ということでの、高浜市企業再投資促進補助金交付要綱によってということ、この補助金、原則20年以上という縛りがあるんですよ。

にも関わらず、要は次世代の自動車の関係ですとか、結構、最新の近未来的な部分に対してのところということも、一部分いつているじゃないですか。そうすると、この20年以上というのは、ちょっと結構縛りとしてきついのかなという気がしないでもないんですよ。そういったところというのは、何かこう、県のほうの要綱であるから、それに準じてということで、高浜が独自にやったことではないと思いますけれども、何らかその県のほうにもう少し柔軟性を設けていくことも大事じゃないかなという気がするんですけども、その辺のところは何かよくよく御議論があったのかどうか、お聞かせをいただければと思います。

答（企業支援） 「原則20年以上」でございますが、従来こちらのほうにつきましてはこの「原則」という言葉が入っておりませんでした。20年以上を高浜市内に立地していなければ、要件に満たないというような形でございます。そのような中、昨今、市内の企業もいろいろ投資意欲が高い企業等もおりまして、昨年度、愛知県のほうに何とかこの20年という部分に対して緩和措置をしていただきたいということで、実は昨年度の11月に、愛知県が原則20年という形に変えていただいております。

当市の要件を申し上げますと、基本的には原則20年以上、工場が市内に立地する企業または10年以上、工場が市内に立地する企業で、隣接する市に立地する期間と通算すると20年以上となる企業を対象とすることといたしました。このように、愛知県とも現在の企業ニーズに応じて緩和措置のほうを講じてございます。

意（13） どこがどう緩和されたか、よくわからないくらい複雑な話になっちゃっているんですよ。要は、隣接の市と合せて20年以上だとか、市内に10年以上だとか、確かに緩和といえは緩和かもしれませんが、ものごとはわかりにくくなったら伝わらないんですよ。ですから、今言った件はいいですよ、要は、文書で書いてあることですからいいんですけども、これをいかに使ってもらおうかということを考えると、もっとわかりやすく、企業さんたちが目につけてくれるというのかな、そういうものを

やっぱりやっていかなければいけないと思うんですよね。

できれば、その「原則」も取っちゃって、「10年以上」も取っちゃって
という、余りに不安もありますわそれは。そこで、こちらはお金を出したけれども5年もしたらいなくなっちゃったみたいな話では困りますから、
そういうところまでのことを言っているわけじゃないんですけれども、とにかく使ってもらえる工夫、使ってもらう工夫ということは、要は企業さんが頑張って投資をしてくれる、それでもってまた雇用をふやしてくれる、
またお金を落としてくれる、そういうところにつながっていくっていう目的に結びつくようなPR、そういったところも含めて、ぜひとも、さらに
県とも話をして、できる限りハードルを下げて、いろんな方々が再投資に意欲をみせていただける、そういったところをぜひ、お願いしたい。

もう1点は、やっぱりこういうのは、ありますからといってホームページだとか、広報だとかに載せて、もうそれでPRは終わりましたみたいじゃなくて、
できる限りね、例えば、市長、副市長もあちこち企業を回られると思うんですけれども、
そういったところで、いや実は今度うち、こういうことを考えているよとかという話なんかは、やっぱり何度も足を運んでくれる方には、
ちょいちょいお話をする場面というのは想定できるんですよね。それから金融機関には必ず話がいくはずなんですよ。
ということは、そういったところとの情報交換をすることによって、あそこの企業に1回行って話を聞いてこいよということも出てくるのかなという気もします。
ぜひそういう活動も、これに重ねてやっていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、7款の質疑を打ち切ります。

8 款 土木費

委員長 質疑を行います。

問（１） 193 ページと 197 ページなのですが、193 ページの 4 番の衣浦豊田道路開通式支援業務委託料と、197 ページの 1 番の街路計画事業の衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金の 2 点なのですが、こちらのほうが新規で計上されていると思うんですが、これの内容と目的等があれば教えていただければと思います。

答（都市整備） 2 点について、順番にお答えいたします。まず、最初の衣浦豊田道路開通式支援業務委託料でございますが、こちら、場所は衣浦大橋東交差点、現在工事が進んでおります高浜立体でございます。こちらの工事の予定が、予定どおり進捗いたしますと平成 30 年 3 月、ちょうど 1 年後になりますが、立体の上部の供用開始を予定しております。その開通時に実施する式典の費用でございます。式典の日時、内容等の詳細については、事業主体でございます愛知県と現在協議を進めておりますが、当日は、愛知県知事を始め地元選出の国会議員の方や、地元の関係者の方など、たくさんの方々に御参加いただく予定で今進めております。当日は開通を祝い、地元の発展を祈願するものでございますのでお願いいたします。

2 点目の衣浦大橋整備促進期成同盟会でございますが、こちら同盟会のメンバーが、三河側が 5 市、西尾市、安城市、碧南市、刈谷市、当市。知多側につきましても 5 市 5 町、半田市、大府市、東海市、知多市、常滑市、東浦町、武豊町、美浜町、阿久比町、南知多町、それぞれの経済界や農協の方及び地元選出の国会議員の方、県議会議員の方の賛同をいただき、本年 2 月 15 日に半田市にて 100 名近い参加者をいただき、設立総会を終えております。こちら、旧橋のトラス橋の架け替えを早期に愛知県にお願いし、要望していく同盟会でございますのでお願いいたします。

意（１） 高浜立体も大橋もそうですけれども、高浜市にとっては待望の事業というか、慢性的なあそこは渋滞していると思うんで、計画どおり進

める、供用開始ができるように、引き続き県や国等への要望等をお願いして、確実に実施していただきたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8款の質疑を打ち切ります。

9 款 消防費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

10 款 教育費

委員長 質疑を行います。

問（4） 予算書 209 ページにあたるかと思いますがけれども、まず、特色ある学校づくり事業委託料として、各学校ではどのような取り組みが行われているのか、小中学校を1例ずつぐらい挙げて、ちょっと説明をいただきたいのと、そのすぐ下にあります、確かな授業づくり事業委託料、こちらのほうの内容も各学校でどのような取り組みが行われているのか、こちらのほうでも、やはり具体的に小中学校でどのように行われているかという点をお聞きしたいと思います。

それとまとめて、予算書の 215 ページになるかと思うんですがけれども、いわゆる翼小学校及び南中学校などで屋内運動場防災機能強化工事費が計

上されていますけれども、これまで進めてきています落下防止対策の工事だと考えておりますけれども、市内小中学校全体の進捗状況をちょっと確認したいのと、南中学校体育館は吊り天井がないと思いますので、ないのに金額が高くなっているんですけれども、まず、その理由等を教えていただきたいと思います。まず、最初はこれです、お願いします。

答（学校経営 主幹） 209 ページの特色ある学校づくり事業についてありますが、特色ある学校づくり事業は、各学校の企画に基づき、児童生徒の育成に関わる教育活動を展開するものでありまして、例えば高取小学校におきましては、豊かでたくましい心を持ち、共によりよく生きようとする児童を目指して実践をいたしました。輝き集会、もくもく清掃、稗田川まつり等の場面で子供たちが企画運営できる、そういった機会を設けた結果、各種児童会行事が積極的に展開されまして、行事の内容説明や実際の運営において、高学年の児童がリーダーとしての自覚のもとに活躍をすることができました。

また、中学校の例といたしまして、南中学校において自立できる南中生のテーマのもと、キャリア教育、ボランティア活動、リーダー育成に取り組みました。キャリア教育では、体験活動として将来の自立に向けての意欲や態度を育み、ボランティア活動は、生徒会を中心に多くの生徒を巻き込んだ展開ができ、リーダー育成では、部活動の正副キャプテンを中心に充実した研修を行い、生徒が主体的に活躍する姿を多く見ることができました。

次に、確かな授業づくり事業でございますが、この事業は、各学校が授業づくりに関わる研究テーマを設定いたしまして、研究授業等を行いながらよりよい授業をつくっていく、そういった事業であります。

例といたしましては、高浜小学校では、自分の考えを持ち、学びを深める子の育成をテーマに、話し合い活動を軸に個々の学びを深める授業づくりに取り組みました。年間をとおして講師の先生から単元コースの段階から御指導いただき、子供の思考の流れに沿って学びを深める実践をするこ

とができました。授業後の協議会においても、教師の力量向上につながる適切な助言を得ることができました。

中学校の例といたしまして、高浜中学校では、自ら学ぶ力を育む授業の創造をテーマとして、教材やその提示の仕方、個別調べや関わり合いの場面の設定、学んだことを振り返る場面の設定を工夫して取り組みました。授業指導案の作成においては、教科部会を中心に自主学習会を重ね、模擬授業を行ってから研究授業に向かうなど、職員の主体的な取り組みが展開できました。以上です。

答（学校経営） 屋内運動場防災機能強化工事費についてお答えさせていただきます。平成 27 年度に高取小学校及び吉浜小学校、そして平成 28 年度、今年度ですが、高浜中学校と港小学校につきまして屋内運動場の工事を実施させていただきました。高浜小学校につきましては、近々建て替えを予定しておりますので、高浜小学校を除けば、来年度で市内の小中学校の屋内運動場の落下防止対策工事は、全て終了する予定となっております。

それから、もう 1 問質問をいただきまして、南中学校の工事の金額が高いではないかという御質問でございますが、委員おっしゃいますとおり、南中学校屋内運動場につきましては、吊り天井はございません。ただ、今年度実施設計を行う中で、外壁の劣化が進んでいたり、あるいは屋根瓦が乗っているんですが、屋根瓦の設置状況が良くない箇所があって、雨漏りが見られたりするという指摘をいただきました。このため、通常の落下防止対策工事や電気設備工事に加えまして、外壁の改修工事や防水塗装の工事も実施する必要があることから、このような金額を計上させていただいております。以上です。

問（4） いわゆる、こういう防災機能強化ということで、早目にこういう雨漏り等を直すということであれば、長い目でみて維持費が少なくなるので、いいのではないかなと思っておりますので、ぜひしっかりと工事をやっていただきたいと思います。

次に、予算書の同じ 219 ページになりますけれども、下側になりますけ

れども、中学校教育用パーソナルコンピュータ及び学習ソフトウェア借上料が、昨年度よりも大きく伸びているかと思えます。まず、この点をどうして伸びているかということの一つと。

それともう一点、231 ページになるかと思うんですけれども、主要新規事業ですと 29 ページの市誌編さん事業について、来年度から本格的に資料調査が始まるとの事を、前に説明を受けておりますけれども、新たに報償費として市誌編さん調査謝礼 872 万 1 千円が計上されているかと思えます。これは、どのような方が調査や執筆に携わっているのかを、ちょっともう 1 回確認したいと思ひまして、以上 2 点をお願いしたいと思ひます。

答（学校経営） まず、中学校のパーソナルコンピュータ及び学習ソフトウェアの借上料につきまして御説明させていただきます。現在の高浜中学校、南中学校のパソコン教室で使用しておりますパソコンなどは、平成 26 年度で債務負担期間が終わりまして、平成 27 年度、平成 28 年度の 2 カ年は、再リース契約によりまして、かなり安い金額での借り上げとさせていただいております。

ただ、両中学校ともパソコンなどの故障が出てきたり、あるいはパソコンの故障に伴いまして、CD などを読み込ませることができなくなってきたということもありまして、昨年の 3 月議会で当初予算の御議決をいただいておりますが、新たな債務負担を設定させていただきまして、パソコンや学習ソフトウェアなどにつきましても、新たに借り上げをしていきたい。そのため、昨年度に比べて金額が上がっております。以上です。

答（文化スポーツ） 市誌編さん事業について、どのような方が調査や執筆に携わるかという御質問でしたけれども、調査、執筆に関わる方を市誌編集委員とお呼びしておりますけれども、編集委員長には、近世の経済や流通が御専門で、愛知県の県史などの編さん経験がございます日本福祉大学の曲田浩和先生をお迎えいたします。あとこのほかにも大学の先生、あるいは郷土史の研究者、あるいは郷土の歴史に関心を持ち、自発的に調査活動を行っている市民の方にも加わっていただきまして、現在 25 名程度の

方に御協力を呼び掛けているというような状況でございます。

また、このほか平成 27 年度に、タカハマ！まるごと宝箱事業の中で、聞き書きということを行いましたけれども、その際にご協力をいただきました名古屋市立大学とも今回連携をさせていただきまして、学生と市民が一緒になって聞き書きを行うことで、若い世代あるいは市外の方からの目線も取り入れながら、高浜の魅力や自慢の掘り起し、発信ということにつなげてまいりたいというように考えております。

問（４） 先ほどの、ちょっとパーソナルコンピュータの件のことでまたちょっとお聞きしたいなと思いますけれども、来年度のリースからパソコンがこう新しくなるということなんですけれども、そのほかに具体的な何か特徴的なことがあれば教えていただきたいのと。

それともう 1 点、先ほどの市誌編さん業務委託料、予算書の 231 ページですけれども、市誌編さん業務委託料について、来年度予算として 377 万円が計上されているかと思えますけれども、262 ページに掲載されております債務負担行為分も含めると、今後 4 年間で 978 万 5 千円が予定されていることとなっているかと思えますけれども、これはどのようなことを委託するのかをちょっと確認したいと思えますけれども、お願いします。

答（学校経営） それでは、パソコンの件からお答えをさせていただきたいと思えます。中学校のパソコン教室のパソコンですが、現在、技術家庭科の授業で使用するものが想定されておまして、今までどおりデスクトップ型のパソコンを設置する予定でおります。また、既に小学校では導入させていただいているんですが、中学校におきましてもタブレット型のパソコンを各校に 21 台配置したいと考えております。また、そのタブレット型パソコンにつきましては、総合的な学習や職業体験の事前準備などの際に、グループごとに学習したり、調査したりするときに活用が期待されると考えております。

また、新たな特徴の 1 つといたしまして、中学校に 1 台ずつ電子黒板も導入させていただきたいと考えております。カリキュラムの要所要所で動

画教材を効果的に使用したり、グループごとに学習、調査した内容をクラス全員で共有できたりと、さまざまな活用方法が期待されるところでございます。以上です。

答（文化スポーツ） 市誌編さん業務委託で、どのようなことを委託するのかという御質問でございましたけれども、調査活動のほうが進みますと編集委員のほうから、かなりの量の原稿が提出されてまいります。そこで業者のほうには、編集委員から提出された原稿について、例えばこれまで発行された市誌ですとか、いろんな刊行物との整合性ですとか、いろんな記述箇所との重複がないかどうかといったチェック、あるいは年号や地名、人名といった固有名詞に誤りがいないかの確認といったことですとか、編集委員さんによって文体等も変わってまいりますので、文体や表現、字句の統一といった、そういった編集業務をお願いしてまいりたいと考えております。

また、編集委員が分担する内容以外のもので、例えば図版の作成ですとか、あと編集委員が原稿執筆を進める上で不足する資料の取り寄せ、また引用資料の掲載許可といった、そういった専門的な部分についてもお願いしてまいりたいというふうに考えております。

それから、読みやすく親しみやすい市誌ということを目指しておりますけれども、ページのデザイン、レイアウトというようなこともお願いをして、印刷の原稿データを仕上げるといったようなことも含めております。

意（４） パソコンで電子黒板を導入するとか、パソコン及びその他、あるいはタブレット型のものを使うということで、昔に比べると授業のやり方が非常に変わってきているのと、今の生徒さんにはスマホもかなり普及してきている時代ですので、ぜひともうまく利用して、少しでも生徒たちが喜んで勉強できるようにしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、市誌編さんなんですけれども、確かつい最近、岐阜県ですかどこかの業者の方が全然、信長の本かなにかで、非常に基本的なところでミ

スって販売されていたということがあったかと思えます。ぜひとも、そういうことがないように、しっかりとその辺はやっていただきたいなと思えますので、期待しておりますので、市誌のほうを読むことでいいかと思えます。以上です。

委員長 ほかに。

問（１） 主要新規の 27 ページ、青少年ホーム管理事業の件についてお伺いしたいと思います。確認なんですけど、まずは。これは、青少年ホームの跡地、建物とあと南テニスコートが含まれるかどうかというのを、一度確認したいと思えますが、教えてください。

答（文化スポーツ） 青少年ホームの跡地活用ということでございますけれども、昨年 1 月の特別委員会の資料でもお示ししているかと思えますけれども、南テニスコートも含めた一団の敷地を活用するというので考えておりますので、よろしくお願いいたします。

問（１） 南テニスコートというのは、かなりの利用者さんもいると思えますので、そちらの方々への誤解や不安がないように説明のほうもしっかりお願いしたいと思います。

続いて、プールが、今度導入を求めてやっていくと思うんですが、このスケジュールを見ると、もう 5 月ぐらいから始まっていくと思えます。こちらに市の求める要求水準というのが書いてありますが、どういったことを求められて進めていくのか、今の時点で言えるのかどうかかわからないですけれども、教えてもらえる範囲で教えてください。

答（総務部） プールの要求水準ということでございますけれども、現時点で申し上げられることは、学校の水泳指導が行えるようなプールを 1 つ民間のほうで整備をしてください。それに伴いましてバスの送迎も合わせて行ってください。

また、テニスコートの活用については、一定部分なるべく現行の利用形態を継続するような配慮がいただけるならば、配慮をしてください。

そのほかにつきましては、安定的に水泳指導を継続していく必要がございます

いますので、そうした面でも検討、提案を求めるということで考えております。

意（１）　さんざん今まで議論がありました、やはり高浜市にある貴重な財産を民間の方に活用していただいて、プール事業を行ってもらおうということなんで、やはり学校の子供たちがよりよいプール授業ができるように提案をしていってもらいたいと思います。

委員長　ほかに。

問（１１）　主要新規の 31 ページ、生涯スポーツ推進事業、高浜芳川緑地多目的広場管理運営委託等で、予算書は 235 ページですけれども、こちらですが、やっと使えるようになったと思います。これ、いつから利用ができるのでしょうか。

答（文化スポーツ）　今回、議案のほうで出させていただいておりますけれども、7月1日からを予定しております。

問（１１）　これ、じゃあ7月1日から使えるのに当たって、予約開始は2カ月前とか3カ月前とかから始まるのでしょうか。

答（文化スポーツ）　他のグラウンドなど、スポーツ施設と同じように、今2カ月前からというような形だったと思いますけれども、ほかの施設と同じような申し込み受け付けを考えております。

問（１１）　少年野球、特に高浜軍の練習グラウンドがなくなって右往左往しておりますので、優先的に利用できるような配慮とかはしていただけますでしょうか。

答（文化スポーツ）　現在のスポーツ施設の利用受け付けでございますけれども、一旦申し込みを受け付けたあとにいろんな状況をみまして、利用調整を図っているということでございますので、そういった形で対応を考えてまいります。

意（１１）　ぜひともお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長　ほかに。

問（５）　予算書の 212 ページの 10 款 2 項 1 目、事業 1 の小学校維持管理

事業の高浜小学校等整備事業設計・建設モニタリング業務委託料が、平成29年度、約1,500万円でございますけれども、PFI事業に付随して全体でおよそいくらを長期財政計画上、予測して計上しているのかお答えください。

答（総務部） 長期財政計画で、どれぐらいの金額で計上したかは定かではございません。数値的に確認ができれば、改めてお答えをさせていただきたいと考えております。今後でありますけれども、平成29年度予算を計上させていただきました。平成30年度、平成31年度と建設が続きます。

実際の維持管理が始まりますと、やはりこのモニタリングのノウハウを市のほうもコンサルタントの支援を得ながら、習得する必要があるだろうということで、初年度はそうしたコンサルタントの支援もいただきたいというふうには考えております。ただ、これは現時点そうしたいということの予定でございますので、当初予算として計上させていただいて、次年度以降については、単年度の中で予算を御審議いただければと考えております。

問（5） 長期財政計画上いくらかわからないということなんですけれども、財務グループリーダー、把握していただければと思います。

答（財務） 今ちょっと長期財政計画の細かなところが手元にはないものですから、ちょっと休憩の時間に探しまして、いくら載っているかをお答えしたいと思います。

問（5） わかりました、では、あとで示してください。

高浜小学校等整備事業の全体スケジュールなんですけれども、これが何月に教職員とのワークショップとか、何月に市民に説明会を行うとか、何月に関係者との協議が行われるのかという、全体の工程がわかるものがないと、ちょっと我々、市民に説明するのが難しいので、そういったものが示していただきたいと思うんですが、今時点、そういった全体の計画がわかる工程表はあるのかないのかお示してください。

答（総務部） この3月定例会で御議決をいただきましたら、そういった

工程についても、事業者を含めて工程を作成していくこととなります。過日の一般質問で13番議員の御質問にお答えしたかもしれませんが、まだ契約締結前でありますので、1月21日の小学校の説明会のときは概要のみ御説明させていただきました。

今後の予定といたしましては、契約が締結されましたら改めてまた学校側とも協議をいたしまして、再度の御説明を予定しているところでございます。

問（5） そういった全体のわかる計画と工程表がないと、やっぱり市民に説明できないと思うので、この辺り契約にこだわらず、いつ大体、その何月に市民の方に説明するとか、教職員の方とワークショップをするというのは、今の時点できっちり考えられていないといけないと思うんですけども、その辺り大体何月かというのも答えられないということですか。

答（総務部） 4月から6月までをかけて基本設計、7月から10月末までをかけて詳細設計を行っていく予定でございます。従いまして基本設計の中では、学校施設を今回整備するというところでございますので、その中心となりますのは、教職員あるいはPTAの保護者、主な施設の利用団体、こういった方々に御意見をいただきながら全体のスキームを変えない範囲で使い勝手をよくするにはどうしたらよいか、現場の御意見をうかがいたいと考えております。

問（5） 計画というのはすごく大事なことであるので、事前にしっかり計画をするというのが大事、税金を使わせていただく意味でもすごく大事になってくると思うんですけども、さっきのかわら美術館の工事の件とか、平成28年6月の時点で滞納整理システムが導入とあって、その年の平成29年3月にはそういったものが導入されないとか、非常にその計画性が感じられないので、行き当たりばったりではなくて計画的に進んでいるかの確認のためにも、しっかりとそういった計画を事前に我々議会にも示していただきたいと思います。

次に10款5項2目、事業3の生涯学習施設管理運営事業でございますが、

平成 27 年 12 月 11 日の公共施設あり方検討特別委員会における資料で、中央公民館の機能移転時期の前倒しによる財政効果の資料では、平成 29 年度経常事業費 3,075 万 6 千円の削減、経常修繕費 94 万 2 千円の削減になっていましたが、実際の平成 29 年度当初予算では資料のとおり削減できたのか、その辺りをお聞かせください。

答（文化スポーツ） 来年度の生涯学習指定管理料ということで、中央公民館廃止による効果ということでございますけれども、修繕費につきましては施設が廃止になりましたので、これは費用としてなくなったということでございますけれども、指定管理料につきましては、平成 27 年度の決算のところで比較いたしますと、約 2,500 万円の削減という形になっております。

これは、生涯学習施設の指定管理期間が、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間ということになっているんですけれども、指定管理の募集を行った平成 25 年度のときには、この中央公民館を指定管理期間中に廃止するということは想定されておらず、廃止時期を前倒ししたことによって期間の途中での廃止ということになりました。指定管理者のほうとも、この予算の費用のことを交渉を重ねてきたわけなんですけれども、指定管理者にとっては、その業務の中でも最もウェイトが大きかった中央公民館が期間中に廃止なるということで、提案当初、想定していなかった事態ということで、費用の面で大幅な見直しを強いられることとなりました。総合サービスのほうにおきましても、施設の管理運営経費というものを精査していただきましたけれども、その結果が約 2,500 万円の減ということでございますので、御理解のほうをお願いいたします。

問（5） 資料のほうで 3,075 万 6 千円、実際が 2,500 万円の減ということで、その差額は一体なんだったのか、ここを詳しく教えてください。

答（文化スポーツ） 3,075 万 6 千円というのは、中央公民館を運営した中での支出の実績額ということでございますけれども、この中には、生涯学習施設は地区公民館も含めて 6 施設を管理しておったわけなんです、

それを総合的、効果的に管理するという中で運営をしておるわけなんですけれども、中央公民館のその支出の決算、約3千万円という中に一般管理経費というものは入ってございません。また、利用料金制をとっておりますけれども、中央公民館の利用料金のウェイトというのは非常に大きいということもありますので、そういったことを考慮をして、いろいろ交渉をさせていただきましたけれども、その結果が約2,500万円という削減になっております。

問（5） この差額の500万円がちょっとわからないんですけれども、駐車場なんですかね。

答（文化スポーツ） 駐車場の経費は入っておりませんで、あくまでも施設の運営経費ということなんですけれども、その中央公民館単体で運営しているのではなくて、生涯学習施設、ほかの施設も含めて経費のほうをみているという中で、3千万円の中にいわゆる一般管理費ですとか利潤みたいなところは含んでおらず、純粹に支出の額であるということ、先ほども申しあげましたけれども、利用料の中で中央公民館の収入というのは非常に大きなウェイトを占めておりまして、それをほかの施設の運営のところにもまわしていくということをやっていたわけなんですけれども、中央公民館がなくなった分、そういう収入の面でも落ち込みがあるということで、そういったものを総合的にみて2,500万円という削減になっております。

問（5） 以前いただいた資料とは500万円差があったという事実はあるということで理解しておきますけれども、駐車場等借地料、この約1,100万円、これはどこの駐車場の借地料なのか教えてください。

答（文化スポーツ） 駐車場の件でございますけれども、中央公民館の正面の広い部分というんですか、アスファルト舗装がしてある部分。それから裏のシルバーの横の北駐車場と呼んでいる部分。それから東駐車場、あとは、この生涯学習施設の駐車場の借地料ということになりますので、大山公民館、高取公民館、そういったところの駐車場の借地等も含んでおります。

問（５） 中央公民館が廃止になったということで、その辺り中央公民館に関係なくなるわけですね、駐車場が。その辺の駐車場って、これからどういうふうに考えていくのかお聞かせください。

答（文化スポーツ） まず、中央公民館の正面の駐車場、今一番広い部分になりますけれども、これから解体工事が始まってまいりますと、そこが現場事務所ですとか資材置場等で活用をしてまいります。それから東駐車場につきましては、女性文化センターの駐車場ということで活用をしてまいります。それから北の駐車場、シルバーの横の部分でございますけれども、公共施設の利用者駐車場というふうで考えております。

問（５） 今ちょっと、ぱっと聞いて気になったのが、女性文化センターの東側を女性文化センターの駐車場として活用するということが気になったんですけれども、そこを女性文化センターのために確保する必要性というのはあるんですかね、来客の数とか使用の実績とかを踏まえて、その辺りどうなんでしょう。

答（文化スポーツ） これまでは、中央公民館の正面のところも使えたということで、女性文化センターを利用される場合に建物のすぐ横も駐車場あるんですが、非常に台数が少ないというところで、正面の駐車場のところもかなりとめられて利用されていたかと思います。例えば、女性文化センターで総会などをやられる団体さんも多いんですけれども、そういった大きな催しがあるときには、かなりの利用がございます。今後、解体工事のほうが進んでいくときに、今まで正面の駐車場を使っていた部分がなくなりますので、そうするとおそらくそこに停めていた方が移っていくということが予想されますので、東駐車場のほうも必要であるということで、予算計上させていただいております。

問（５） そうしましたら、次に、予算書の 228 ページ、10 款 5 項 4 目、事業 3 の青少年ホーム管理事業の勤労青少年ホーム跡地活用支援業務委託料ですけれども、平成 28 年 6 月の補正予算で勤労青少年ホーム跡地活用検討業務委託料、これがまとめられたと思うんですけれども、ここでまとめ

られた民間事業への調査結果や事業の実施方法、一番重要な事業の実施方針がまだ議会に示されていない中で、今回この委託料を予算審査するというのは、ちょっと順番が違うんじゃないかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

答（総務部） 議会で御審議をいただきますためには、その資料といたしまして、私どもといたしましては主要新規事業等の概要をお示しをいたしております。また、過日の議案説明会の中で、この事業の内容については御説明をいたしておりますので、そういった中で御判断をいただきたいと考えております。

問（5） せっかく、平成26年6月に委託料を600万円強かけてやった、せっかくのその基本方針をなぜ今、議会にちゃんと説明してくれないのか、その辺りすごく疑問なんですけれども、先日その資料要求もしたんですけれども、資料も出せないということなんですけど、この辺り率直に言って疑問を感じるんですけれども、その辺りどうなんでしょう。

答（総務部） このことにつきましては、3月1日付けで成果品の成果物の全部のコピーについて資料要求をいただきました。ただ、この成果品の内容というのは、今後、事業者を募集していく中での参考となる資料、提案の参考となる資料が含まれておりますので、そういったものを事前にお示しをすることが、かえって公正な競争の確保や事務の適正な遂行に支障を及ぼすということで、今回の資料提供については合理的な理由があるだろうという判断をさせていただいて、差し控えさせていただいたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

問（5） 行政というのは、やっぱり市民の代表である議会に、いかにしてわかりやすい資料を出して、いかにして理解していただくかというのが重要な仕事だと思うんですけれども、その辺りもう少し理解していただけるとありがたいんですけれども、その点どうなんでしょう。

答（総務部） 議会からの資料要求につきましては、できる限り私どもも誠実に対応をさせていただいております。そうした中で、先ほど御説明を

申し上げましたような理由がありますことを、一つ御理解をいただきたいと思ひます。合わせまして基本方針につきましては、17日に公共施設あり方検討特別委員会が予定をされておりますので、そのときにぜひ提供させていただきたいと思ひます。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時5分

再開 午後2時15分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答（財務） 長期財政計画上、高浜小学校等整備事業設計・建設モニタリング業務委託料がいくら入っているかという御質問にお答えさせていただきます。平成26年度から平成33年度まで1億500万円を計上しております。

問（5） 先ほどの続きなんですけれども、総務部長の答弁で3月17日に基本方針は提出するということなんですけれども、私、3月1日付けで文書で基本方針を出してほしいと。それは却下ということなんですけど、なぜ今、出せないのか。議会審議する前にしっかりと責任を持った議決をしたい。そういった思いで資料要求しているわけですから、そこが3月17日には出せて、なぜ今出せないのか。そこらへん教えてください。

答（総務部） まず、平成28年度の成果品の資料要求をいただいております。この28年度の成果品については、事務の執行を審査する上で、決算特別委員会のときに、おそらく議会の議決に基づいて特別委員会を設置されて、その中で28年度の成果品が適正であったかどうかを御判断されるものと思っております。つきましては、28年度の成果品が議会の予算を議決する場合に、必要だという御主張でありますけれども、私どもは議案、主要新規の説明書等で御説明をしてきているところでございます。

基本方針案については、3月1日現在、まだ内部的な意思決定がされて

おりませんので、3月17日の特別委員会までには内部的な意思の決定をして、5番議員個人の資料要求なのか、議会としての資料要求なのかは、定かではありませんけれども、3月17日に御提出をさせていただきたいとお答えしたところでございます。

問（5） 今の総務部長の答弁、残念なんですけれど、私は議長宛で資料要求しています。そこで基本方針だけでも、今、資料で出してくださいということをお願いしているわけで、3月17日にこの大事な基本方針が提出される。今、大事な基本方針をしっかりと見て、次の委員会に備えたい。しっかりとした審議がしたい。そういった思いで資料要求したわけですので、基本方針だけでいいので、そこはぜひ提出してもらいたいんですけど、その辺いかがでしょうか。

答（総務部） 3月1日付けで資料要求をいただきましたのは、成果物の全部のコピーということをごさいますして、基本方針ということではございませんでしたので、資料要求をいただきました文書を見て判断をさせていただき、今回このような回答をさせていただいたところでございます。

問（5） 全部のコピーと書いてありますけれど、そこで開示できるものを提出してくれという意味なので、そこらへん取り違えてもらっては困るんですけれど、大事な基本方針、これは3月17日に提出できるのであれば、今の時点で提出してもらってもいいと思うんですけれど、基本方針の部分だけでも提出してほしいということなので、そこら辺はぜひ提出していただきたいと思いますが、もう一度、総務部長、答弁お願いいたします。

答（総務部） 今回、議会基本条例第18条の規定に基づきまして、議会は議案審議等にあたり、資料の提出を求めることができるとの根拠に基づきまして、資料要求をいただきました。先ほど来の5番委員の御質問をお聞きしておりますと、5番委員個人の資料要求なのか、議会として議決をされたと申しますか、合意が得られた資料要求なのか、定かではございませんけれども、副議長名で資料要求をいただきました以上、誠実に対応したいんですけれども、今後の事務の執行上支障があるという合理的な理由も

あるだろうということで、差し控えさせていただいております。その中で、全部のコピーではなくて、今、基本方針だけでもという御質問でございますので、これについては、3月17日の公共施設あり方検討特別委員会に資料として提出できるよう、あくまでも私個人の判断ではございませんで、機関としての意思決定が必要でございますので、機関としての意思決定をした上で、御提出をさせていただければと考えております。

問（5） 本来であれば、平成28年12月にこの委託料の成果物ができあがっていて、その後、本来であれば1月にこの事業の実施方針を議会に示した上で、今回の当該予算や勤労青少年ホームの廃止条例を審議するのが事業の妥当な進め方だと私は思うんですけども、その点、総務部長、先ほどから答弁ありますけれども、理解、行き違ってますので、答弁求めませんが、本来だったら順番、私は間違っていると思いますので、ぜひしっかりとやり方については、見直していただきたいと思います。

本当に議会への進め方や市民への説明のあり方等、行政だけで一方的に進め、一人歩きしていると考えられるので、中央公民館取り壊しの件から再三申し上げておりますけれども、市民目線の市政運営に改めていただけるように強く要望しておきます。早く情報をオープンにして、議会の中で議論をして、よりよいものをつくりあげる、そういう進め方をしたいと思っています。

最後になりますけれども、1点、プールの件なんですけれども、さきの一般質問の関連質問の確認なんですけれども、副市長は、コスト比較がまだできていないので、コスト比較ができる段階になり、そのときにコストが高くメリットがなければ、当然、小学校にプールを残す選択肢もあるとおっしゃいましたけれども、高小については、いつまでに結論を出すのか、そこら辺、確認をさせてください。

答（副市長） 今後、民間のところへ提案を求めます。私が申し上げたかったのは、その提案の内容によって、コストが割高だということが可能性としてはあるので、その時点で白紙に戻る可能性を申し上げたというとい

うことであります。

問（５） ということなので、そこがいつぐらいなのか。最終的な結論を出すのはいつになるのか。高小のプールがある、なしになるのが最終的にはいつになるのかをお示してください。

答（総務部） まず、高浜小学校の既存のプールにつきましては、建て替えに合わせて、市といたしましては、今後老朽化が進むプールの更新に合わせて水泳指導のあり方を見直す中で、１校１プールのあり方以外の方法を検討しているところでございます。

第１に考えますのは、まず、児童にとってメリットがあるのかどうか。これは１３番議員の一般質問でもお答えしたとおりですけれども、子供たちにとっても、民間の屋内プールが活用できるのであれば、メリットが大きいだろうと。それは冷たい水に浸ることがなくなる。また、天候に左右されない授業が可能になる。インストラクターの補助的な指導も加わることによって、より効果的な指導の実施が期待できる。また、水泳授業はリスクの高い授業でありますけれども、民間プールを活用する・・・

委員長 いつ判断されますかということに対しての答弁をお願いします。

答（総務部） まず、児童のメリットを第一に考えていく中で、コスト的なことも考えていく必要がある。ですから、これを具体的に、まず学校のほうでこういったメリットについての御説明をする必要がありますので、そういった全体的なことを総合的に考える中で、その判断をしていく必要があります。したがって、具体的にいつだということは、現時点お答えできないことを御理解いただきたいと思います。

問（５） いつまでに結論を出すのかというのを示さないと、市民の方にとっても不安でありますし、事業者の方も判断できないと思うんですけれども、このあたり、いつまでにその結論を出すのかというのは、今の時点、答えていただかないと困ると思うんですが。

答（副市長） 主要新規 No. 15 のスケジュールを見ていただけるとわかるんですが、11月半ばから1月にかけて契約交渉というのがございます。プ

ロポーザルの形ですので、私どもがお願いができる委託料の範囲がありますので、その交渉が整えば、このままいって2月の頭には契約締結ということになるんですが、そこで先ほど申し上げたように委託料の額が高いということで、話がそこで終わる可能性もあるということで、そのときには白紙に戻ります。そうなれば当然、議会のほうには、そのような報告はさせていただきたいと思います。

問（5） そうすると平成29年11月、この時点までは高小にプールが残る可能性があるということでしょうか。

答（副市長） 契約交渉の期間中におそらく私どもが要望している金額と合わない場合は、これは多分協議をしている段階だと思います。そこで整わないということであれば、ある時点で民間プールの活用が難しくなったということの報告をすることになると思いますが、もし金額的などところで条件のところ合えば、原案のとおりというか、今の計画のとおり進めさせていただくということでございます。

問（5） そうしたら、今の時点で市民の皆さんに説明する場合は、高小のプールはまだどうなるかわからないと。学校に残る可能性もあるし、勤労青少年ホームになる可能性もあるという伝え方でいいのか。

答（副市長） 現在の計画は、民間プールの活用でありますので、先ほどのような状況がない限り、青少年ホームに民間プールをつくっていただいて、そちらで水泳指導を行っていくということが本線であると考えております。

問（5） 本線はわかるんですけど、委託コストが高くなる可能性もあるわけですね。今、副市長の答弁だと白紙に戻ることなので、そうなる、すごく不安というか、一体どうなんでしょうと市民の方も本当に不安に思っていますので、そのあたりははっきりとした答弁をお願いします。

答（市長） 基本的なところが御理解いただけないようですが、基本的には、民間にお願いをしていくということです。だけどこれ契約ですから、

成り立つかどうかわからんじゃないですか。こんなこと当たり前ですよ。ただ、我々は民間に委託をしていく。じゃ全然担保がないかという、佐倉市においても、東洋大学の PPP のそういうものにおいても、可能性としては、我々は間違いなくあると思っておりますので、あとは業者と契約ができるかどうかということです。そういう意味で言うことで、基本的には民間にお任せするということです。

問（５） 可能性の部分でおっしゃられているということですよ。

答（市長） 契約ですから、契約。おわかりになりますよね。

委員長 公共施設あり方検討特別委員会で基本方針が示されるということなので、この件については、公共施設あり方検討特別委員会の中でしっかり揉んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、公共施設あり方検討特別委員会でこの後の続きはやらせていただくということにさせていただきますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10 款の質疑を打ち切ります。

11 款 災害復旧費

委員長 質疑を行います。

問（１） 11 款、235、237 ページ、5 項目ほどあるんですけども、1 千円というのが 5 つにわたって上がっているんですけども、1 千円というのは、これはなんなんですか。

答（財務） この項目を消さないというか、一応、確保しておくということで、何か発生したときには、ここを使って補正を組んでいくということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

委員長 質疑漏れの確認を行います。議案第 26 号 平成 29 年度高浜市一般会計予算の歳入歳出全体につきまして、質疑漏れはありませんか。

問（3） 191 ページの小規模工事費の件で、お伺いしたいんですけれども、平成 28 年度 2 月いっぱいぐらいまででもいいんですけれども、どのような案件がどのぐらいあったのか。今回、予算組みをしていく中で、小規模工事の問い合わせも結構あると思うんですけれども、しっかりと基準を設けて考えてみえるのか、その辺を教えていただければと思います。

答（都市整備） 今、件数については資料を持ち合わせておりません、今年度分については。また後ほど、件数等についてはお答えいたします。金額だけで申し上げますと、今年度補正予算も含めて、残り 200 万円程度、現在、未執行の金額があるというのが小規模工事の実態でございます。小規模工事の基準ということでございますが、こちらにつきましては、まずは緊急を要することが最優先されます。あとは入札等にかける一部案件、金額的に入札等にかからない案件についてはこちらのほう、130 万円未満という基準がございますので、そちらのほうにつきましては、小規模工事ということで、複数社の業者への見積もり依頼をかけての業者決定後、予算を執行するという手続きをしております。

問（3） その基準はわかるんですけれども、市内のこういった場所にこういった形でつけていくという判断をする場合です。よくカーブミラーだとか側溝のふただとかいろいろ出てくると思うんですけれども、そういった部分で、どこまでが本当に行政がやって、どこまでが地域にお願いをするものなのか、そういう基準とかそういうものを考えていくのかどうか、ということについて。

答（都市整備） 判断の基準になるのかどうかちょっとあるんですが、まずは、小規模工事の対象になっている工事というのは、市民の方や議員の

方も含めて、市内の道路だとか公園等で損傷があったりするものについて、小規模工事での対応というふうで考えております。計画的に進めるものにつきましては、これ以外の道路工事ということで別途上げさせていただいております。それにつきましては、計画をもって、ちょうどこの小規模工事の下にございます、道路橋りょう修繕工事費というところでございます。問い合わせ等、苦情等で職員が現地に赴き、判断する。あと、職員が判断できないものについては、市内の建設業者の方を呼んで意見を聞くという形で小規模、簡易的な工事で終わるものについては、先ほどの小規模工事で処理いたしますが、ちょっとなかなか小規模工事では金額的にも難しい場合、あと時間的にも工法的にも困難な場合につきましては、来年度送りということによって道路橋りょう修繕工事のほうで、道路の路線単位での修繕のほうを図っていくというふうで考えております。

答（都市政策部） 今、御質問の小規模の考え方ということでございますが、まずはやはり状況によって安全第一でございますので、例えば道路であれば、それがそのまま放置したことで怪我に及ぶ事故の原因になってしまうということは、当然ながら至急直さなければいけない、安全保護しなければいけないということで。今、リーダー申しましたのは、それぞれ状況によって判断ということで、必要なものについては、その特別、今、130万円という金額という縛りも言いましたけれども、それだけではなくて、やはり第一が安全だと。例えば、ひとつ基準という話の中で申し上げるのであれば、ふたの設置だとか、先ほど言ったカーブミラーなんかについては、それぞれ状況に応じた基準というのを、これは内規でございますが、ひとつの判断材料として、持ち合わせております。しかしながら、側溝の土砂の堆積が非常にひどいと。それを10センチならやるのか、15センチならやるのかという話というのは、やはり全体のバランスも考えながら、排水システムの主軸になるところであれば、早急にこれはやっていかないといかんというようなことも判断のひとつになってまいりますので、そういったところも含めながら、そこは財源とのバランスもございますので、今後

の課題として少し捉えていきたいと思います。

問（3） 第一が安全であって、あとは状況に応じた基準というお話だったんですけれども、平成 28 年度に関しては、残金が 200 万円ぐらいあるということなんです、どうしても地域の方とも話をしていても、あそこもここもみたいな話が結構あって、じゃあどこで僕らもここはこういう形であってだとか、ここはこういう理由でできないとかいう説明がすごくしづらくて、あそこではやってあるけど、こっちではやってないと。こっちで話をすると、こっちはやれないという話も出てくるので、やっぱり基準というのをもう少ししっかりとわかりやすく、教えていただけるといいのかなと。そういった部分もしっかりと市民の皆さんにも御理解いただく上で、小規模工事費等も道路橋りょう修繕工事費等も、限られている資源なんで、少しでも抑えられるような形で、市民の方に説明ができるような形をやっていければ、予算組みとしてももう少しいいものになっていくのかなと思いますので、少し意見を言わせていただきました。

あと、211 ページのいじめ・不登校対策推進事業委託料、30 万 3 千円、いただいた資料のほうで、平成 26 年から見ると、トータルすると減っているという感じなんです、学年によっては横ばいであったり、ふえたりというところが不登校あるんですが、そこら辺というのは、今回の予算組みにどういうふうに考えてみえたのか、教えていただけたらと思います。

答（学校経営 主幹） お示しいたしました資料 4 を見ますと、平成 26 年度から今年度に至るまで、今年度の状況につきましては、平成 29 年 1 月 31 日現在の数値で、まだ途中の状態というわけで、少し少なめの数字で出ているかなという気がいたします。年度の終わりにはもう少し数字が延びてしまう可能性があります、今年度につきましては、中学校で改善傾向は確かに見られております。ただ、これもこういった策を講じたので不登校が全体的にすぐに減るというものではなくて、各学校における本当にたゆまぬ教職員の努力の結果、保護者の方の理解に基づき、何よりも児童・生徒本人の回復の力をもって、さまざまな回復の仕方がありますので、子

供たちの不登校の数によって、予算に影響するということは基本的にはございません。

問（3） 西三河、県、全国的に見て、ちょっと高いという部分が、人数が多いというか、自分が小中学校のときと比べても、1学年で不登校になっている生徒さんの数、児童さんの数が多いと感じるんですけども、そこら辺はどういうふうに考えてみえて、どういうふうに取り組んでいかれるのか。

答（学校経営 主幹） 不登校対応の基本といたしましては、まず学校に児童、生徒の居場所がある、基本的な心の居場所のある学級経営。それから、やはり学校の主体であります、授業の改善、わかる授業、楽しい授業、こういったものがまず基本になってくると考えております。

ただ、不登校の原因には、本当にさまざまなものがありまして、学校だけで対応できないもの、ですので、スクールカウンセラーですとか、あるいは学校の外にあります、ほっとスペース、学校の中にあります高浜中学校のレインボー教室、南中学校のみなみ教室、学校内の支援教室等を利用して、改善を図ってまいりたい。この地道な努力、目の前の1人を救う、新たな1人を出さないという教育方針で今後とも進めてまいる、この1点でございます。

意（3） ありがとうございます。予算の部分でどうこうという形ではあると思うんですけど、しっかりと今のお話だとそれぞれが家庭なり、本人なりというような部分もあるのかもしれないけれども、基本的には何か通ずる部分が不登校の部分にはあるのかなと思いますので、そこら辺もう少ししっかりとサポートティーチャー等いろいろついている部分がありますので、必要な部分にはしっかりと予算をつけていただきたいと思います。

問（13） 4款1項3目、地域医療振興事業費の補助金の件ですけども、2億1,746万6千円が計上されておりますが、これの内訳と算定根拠をお尋ねしたいと思います。

答（保健福祉） 地域医療振興事業の補助金の内訳でございますが、まず

医療法人豊田会に対しまして、運営に要する経費といたしまして1億円、民間移譲した際のリフレッシュ工事に係ります減価償却相当分、これが2千万円、地域医療・救急医療振興事業補助金が4,310万円、高度機器等補助事業に対する補助金が3千万円、最後に施設の大規模改修事業の補助金が2,436万5,600円、合わせまして2億1,746万5,600円となっております。

問（13） 施設の大規模改修における補助金というのは、今、最後に言われたと思うんですけれども、前々から言われております空調が本当に危うい状態なんだというお話があって、そういったものを移転新築というのが本当に協定書に向けて、今、着々と進んでいる中で、例えば、空調がちょっと異常が出ちゃったというようなことが起きた場合なんかの対応というのは、病院の空調というのは半端なお金じゃないじゃないですか。例えば、修繕で済むならいいですけど、総入れ替えしなければそれこそ入院患者が100人近くいる中で、というようなことが起きた場合に、いかほどかかる可能性があるのかというのが、非常に心配なんですよね。そのへんのところというのは、見越しているところがあるのか、ちょっと心配で聞かせていただくんですが、どうなんでしょうか。

答（保健福祉） 空調に関しましても、必要最小限の延命化対策という形で実施をしていただいておりますが、実際に病院内の空調を全て新しいものに取り換えた場合でございますけれども、医療法人豊田会からは試算でおおむね5億円から6億円程度かかるということを伺っております。今、平成31年度中の移転に向けまして、準備を進めておりますので、そういった大規模な修繕が発生しないように、延命化という形で実施をしていただいている状況でございます。

意（13） 非常に大きなお金でありますし、そういったものはとてもじゃない、この段階でそこに入れると、我々が市立病院時代を持っていた期間の部分だけとしても、非常に大きな金額になると思うんですよね。そういったこと考えると、例えば入院患者の方々も、新築の新しい病院ができて、

そのまま移動ができるということでない限り、逆に言うと、多少変な言い方ですけど、赤字が膨らんでも回転率を高く保ったりだとか、そういったことをちょっと控えていくようなことも、ある程度考えていかないといけないのかなと気がしないでもないんですよ。病院の閉鎖は別ですけども、移転というときには結構ある話だっていうのは、聞いたことがあるんですよ。というのは、今、お元気なうちにできるだけ移動をしていただくと。入院をしている方々に。で、病院自体の負担を減らしていく、というような動きをしていくということも聞いたことがあるものですから。

その辺のところも、例えばこれは予算ですから、1年間の運営費補助なんかは、赤字がふえれば、それをある程度面倒みなきゃいけないような場面も想定されるわけですよ。そうすると、どちらが得なのかという考え方、わかりやすくいうと、空調を使うがために空調の痛みが早くて、すごいお金がかかってしまうようなことを起こす前に、例えばあそこの場合、空調が2、3カ所に分けて使えるというふうにすれば、ここの病棟は止めちゃいましょうというようなことだってやっていけるのかなという気がしないでもないんです。だって増築ですもん、あそこ。そこの辺のところも、やっぱり返答もらえませんが、いろんなことを考えていただかないと、どれが一番選択肢としていいのか、ということのを常に考えていただく。これが重要かなと思いますので、よろしく願いいたします。

答（副市長） 今、豊田会との協議の中で、平成31年の梅雨時前までには移転をさせないと、先ほど申し上げたような空調の全面改修、5億円、6億円というものがある。そうなった場合に、病院の大規模改修というのは、公立の期間と移譲後の期間を勘案して、7対3で費用按分しておりますが、平成31年のときには、豊田会としては近い将来移転する場所に、仮に5億円で30%でも1億5千万円ということなんで、その部分は、投資はできませんということをお聞きをしています。ということなんで、今、できれば平成31年4月の移転を目標に進めておりますので、そういった無駄な費用がかからないようにやっていきたいと考えております。

問（１） 当初予算の 169 ページ、４款 1 項 3 目の先ほど 5 番委員が尋ねられた地域医療連携ネットワークのところで、もう少し教えてもらいたいんですが、刈総さんとかかりつけ医である高浜市内の診療所が連携するためのシステムということはわかったんですが、実際このシステムというのは、市内の診療所さんというのは、皆さん使われているのか教えてください。

答（保健福祉） 現在市内には 18 の診療所がありまして、このうち 15 の診療所が地域医療連携ネットワークに接続をしております。内科、外科、整形外科及び耳鼻咽喉科を標ぼうする診療所は、全てこのネットワークシステムを活用しております、市民の皆さんの利便性の向上に努めておみえになります。

医療法人豊田会に確認したところ、高浜市の医療機関は、非常にこのネットワークのシステムを活用していらっしゃるということをお聞きしております。毎月平均でカルテの照会が 300 件から 400 件、予約の取得の件数も毎月 50 件程度あるということで、大いに活用していただいております。

問（１） 地域医療というのは、刈総さんみたいなところと地域のかかりつけ医さんが連携してもらおうというのが、非常に大切なことだと思いますので、今のこのネットワークの更新というのは素晴らしいことだと思います。今、18 のうちの 15 と言われましたけれども、あとの残りの 3 つというのは、理由があってつながれてないんですかね。診療科目がないとかですか。

答（保健福祉） 実際に刈総さんに患者さんを送ったり、あるいは刈総さんの健診の予約等を必要としない医療機関、診療所が 3 カ所つないでいらっしゃるというような状況でございます。

問（11） 231 ページ、かわら美術館改修工事費ですけれども、これはどの工事をされるんでしょうか。

答（文化スポーツ） かわら美術館の改修工事の内容ということでござい

ますけれども、これは2階の事務室に設置をしております、中央監視装置といまして、館内の例えば電気とか給排水とかいろんな設備を監視して、異常を検知するというシステムになりますが、これの改修工事を予定しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で議案第26号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。当初におきまして、本日は一般会計の質疑を行い、2日目に特別会計、企業会計の質疑を行う予定でしたが、時間的に特別会計、企業会計の質疑を行うことができます。そこで委員各位にお諮りいたします。引き続き会議を続け、特別会計、企業会計の質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、引き続き会議を続けます。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時5分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、当局側より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（都市整備） 先ほど3番委員の質問の中で、資料を持ち合わせていなかった小規模の件数でございますが、平成28年度の実績といたしまして、

現在 591 件の小規模工事を執行しております。詳細な内訳は、今は調べきれなかったんですが、主に側溝の浚渫、草刈り、側溝の一部敷設替え、一部アスファルトの修繕というところが大きなものになります。

委員長 特別会計の質疑を行います。

《特別会計》

議案第 27 号 平成 29 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 27 号の質疑を打ち切ります。

議案第 28 号 平成 29 年度高浜市土地取得費特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 28 号の質疑を打ち切ります。

議案第 29 号 平成 29 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問（13） 326 ページの 2 項 1 目の委託料ですけれども、下水道事業公営企業会計移行業務委託料がありますけれども、881 万 8 千円ですが、この業務内容を教えてください。

答（上下水道） 下水道事業公営企業会計移行業務委託の内容について、お答えいたします。下水道事業公営企業会計移行につきましては、平成 26 年 8 月に総務省より人口 3 万人以上の団体については、平成 32 年 4 月までに移行するようロードマップが示されております。

公営企業会計移行の準備といたしまして、平成 25 年度に基本計画を策定いたしました。平成 26 年度は、平成 25 年度まで整備をいたしました固定資産の調査と固定資産台帳等の整理をしております。来年度の業務といたしましては、平成 31 年 4 月の公営企業会計移行に向けて、会計科目等の設定や平成 26 年度から平成 28 年度までの固定資産の調査と固定資産台帳の整理及び会計システムの試用環境作業等を予定しております。

問（13） 要は、固定資産台帳というのが年度ごとにまたふえていくんで、それを継ぎ足していかなきゃいけないから、これだけの期間をかけてやっていくということですよ、時間的な部分で。今言われた会計システムの試用をされるということなんですけれども、それ自体はここには予算として上がってないと思うんですけれども、それに関してはどうなっているのでしょうか。

答（上下水道） 会計システムの費用につきましては、18 節の備品購入費の機械器具費に 324 万 5 千円を計上させていただいております。

問（13） 329 ページの 2 項、下水道建設費の 1 目、13 節、委託料の汚水施設建設事業で、事業変更認可申請図書作成業務委託料、2,244 万円がありますけれども、この業務内容について教えてください。

答（上下水道） 事業変更認可申請図書作成業務委託の内容についてお答えします。愛知県の矢作川・境川流域下水道、衣浦東部処理区の事業認可変更が行われることに伴いまして、高浜市も事業計画の変更を行うものでございます。公共下水道事業を実施していくには、下水道法並びに都市計

画法に規定されております、必要な書類を申請書類に添付いたしまして、変更認可の申請を行います。そのための申請に必要な図書等を作成するための業務でございます。

問（13） それでは、その事業内容に関してですけれども、内容とその拡大区域になると思うんですが、それがどこなのかを教えてくださいと思います。

答（上下水道） まず、変更内容につきましては、現在の事業認可区域が614.4ヘクタールでございます。これを18ヘクタール拡大いたしまして、632.4ヘクタールにするものと、あわせまして事業期間を平成33年度までのものを平成35年度までに延伸するものでございます。

続きまして、拡大する区域でございますが、春日町七丁目及び青木町二丁目、九丁目地内の市道旧道線の西側の地域と小池町四丁目地内の吉浜交番の北側の市道中部30号線と明治用水中井筋との間の地域を予定しております。また細かい場所につきましては、上下水道グループのほうにお尋ねいただければと思います。

問（13） もともと矢作川・境川流域下水道の事業認可の変更が行われると、高浜も変更をしなければならないという流れだと思うんですが、これは、例えば何年に1回とか、取り決めみたいなのがあってのことでしょうか。

答（上下水道） 高浜市は、流域下水道でございまして、衣浦東部処理区、碧南市の全域、高浜市の全域、安城市の一部、これが一つの流域下水道となっております。この3市を合わせた全体の計画を愛知県の流域下水道計画に定めまして、それを受けて各市の事業の認可をいただけるということで、事業期間としては、おおむね5年から7年ぐらいを事業期間として定めるものでございますが、特に流域下水道のほうで大きなものはございませんが、3市の中で区域拡大をしたいとか、何か計画変更したいというときは、まず県の流域下水道の事業認可変更が必要となることから、そういったことを県に御相談しまして、こういった事業手続きするのにあわせて、

ほかの市さんも何かあればこの機にやってくださいと、そうしないと何回も何回もかかってきてしまう。私どもが仮に事業認可変更の内容がなくても、流域下水道が変えるときには、3市同じように県からいろんな書類を要求されるものですから、なるべくそういったところの事業期間の調整を行いながら、やっていくものでございます。

問（1） どの項目なのかわからないんですけど、確か昨年、陶製の下水管にひびが入っていたという報告をいただいて、その後調査しますという話があったと思うんですが、その後の調査状況とそれを踏まえての予算が組まれているのかというのを教えていただければと思います。

答（上下水道） 来年も引き続き調査費を計上させていただいております。健全でない管が発見されたということで、今年度もそういった調査をさせていただきまして、61キロ対象路線があるということが判明しましております。そのうちでいくつか破損の箇所もございますので、来年度も329ページに引き続き、下水道施設現況調査検討業務委託料を794万円計上させていただいております。

来年度の予定といたしましては、健全でない管が発見されたことに伴います、今後の維持管理だとか、経過観察、それと管のいわゆる健全度、悪いなりにしてもどのぐらい悪いのか判定する業務を来年度行ってまいりたいものですから、その費用を計上させていただいております。

答（都市政策部） 今、以前にということ、実際は今までの経過も含めて、我々が予定しておりますのは全協で中間報告ではありますが、わかっている部分を議員の方に御説明をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（1） 現況、また御報告いただけるということなんですけれども、今現在というのは、陶製の下水管を使っているのか、それはもう廃止して、今は塩ビ管というのか、ああいうものを使っているのか、教えていただければと思います。

答（上下水道） 健全でない管が発見されたことに伴いまして、その年度

より管種を変更いたしまして、現在は、陶製の管は使用しておらず、いわゆる塩ビ製のものに変更してございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 29 号の質疑を打ち切ります。

議案第 30 号 平成 29 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 30 号の質疑を打ち切ります。

議案第 31 号 平成 29 年度高浜市介護保険特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問（１） 389 ページ、4 款 3 項 6 目の生活支援体制整備事業委託料のところですが、介護保険法の改正によって、平成 30 年度までに全ての市町村で生活支援コーディネーターを配置しなければならないということだと思わんですが、その生活支援コーディネーターの役割というはどういったものになるのか、具体的にあれば教えていただければと思います。

答（福祉まるごと相談） 生活支援コーディネーターの役割ということで

お答えさせていただきます。将来的に支援を必要とされる軽度の高齢者の方が増加していくことが予想されていますが、介護保険給付における訪問介護だけでは支えきれなくなることが予測されます。

そのため、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供する環境整備が必要となり、地域で支える体制づくりが生活支援コーディネーターの重要な役割となります。具体的には、担い手の育成や地域資源の開発、関係者のネットワーク化を推進する活動を予定させていただいております。

問（１） 主要新規の32ページにも出てくると思うんですが、協議体の設置ということが書いてあるんですが、各小学校区にはまちづくり協議会というものがあります。これらの団体との関係というのは、どういうふうに考えてやっていくのか、役割等あわせて教えてください。

答（福祉まると相談） 委員おっしゃるとおり、既に各小学校区にまちづくり協議会があることから、新たに協議体を設置するというのではなく、まちづくり協議会の既にありますグループ会議などの既存の場を協議体として活用していきたいと考えております。協議体の役割でございますが、地域の課題を話し合い、必要とされるサービス資源の開発や住民ニーズとサービス資源のマッチング、関係者同士の情報共有の場として、幅広く意見交換させていただきまして、実際の地域活動へつなげる場として考えております。また、協議体を設置することで、目指す地域の姿、方針、意識の統一が図られ、地域の課題解決に向けて、関係者同士のネットワークが強化されることも期待されます。

問（１） 委託先というのは、どこを現在予定されているのかということと、生活支援コーディネーターという人がやはり重要になってくると思いますが、それはどのような人材を予定されているのか、わかっているならば教えてください。

答（福祉まると相談） 委託先としましては、地域福祉の推進役であります、市内の多くの団体とつながりが既にあります、高浜市社会福祉協議

会を予定させていただいております。また、人材につきましては、専門職であります社会福祉士の配置を予定させていただいております。

問（１） 高浜市というのは、市の職員の方とか社協の方が今までもまちづくり協議会等に参加されて、地域活動に深く参加されていると思います。そういった方々と生活支援コーディネーターさんというのは、今後より密接になっていくのが大事だと思うんですが、その関係性というのはどういうふうなことを考えているのでしょうか。

答（福祉まると相談） 委員おっしゃるとおり、委託を予定しております社会福祉協議会では、既に各まちづくり協議会の活動に職員が参加しております。地域包括支援センターの職員においても同様でございます。全てを今回の生活支援コーディネーター１名が担うのではなくて、既に活動に参加している職員一人一人が、生活支援コーディネーターとしての意識を持っていただき、生活支援コーディネーターは、その取りまとめ役として整備を進めてまいりたいと考えております。

問（１３） 同じく生活支援体制整備事業のところですが、ちょっとイメージとしてもう少しわくような部分がお聞きしたいんですけど、生活支援コーディネーターというのはお一人配置すると。その方が各小学校区において、生活支援サービス担い手を養成していくというイメージでいいんですかね。要は、５つの小学校区それぞれにある協議体を１人の生活支援コーディネーターが面倒を見るというのではなくて、それぞれで担い手養成講座を開いて、担い手をしっかりとつくっていくというようなイメージの配置という考え方でいいのでしょうか。

答（福祉まると相談） 委員おっしゃるとおり、協議体のほうは各まちづくり協議会で設置していきますので、既に張り付いている職員が中心になっていくとは思いますが。それを取りまとめる役割として、今回の生活支援コーディネーター１名を専属で配置したいと考えております。

問（１３） 国の制度がさまざま変わっていったって、いろいろ議論をされて、現場の中で必要なポジションだとか、必要なシステム、こうあったほうが

いいだろうということできまざまなことをやられてこられるということはわかるんですけども、ともすると怖いのは、その生活支援コーディネーターをやられる方が、自分のポジションをしっかりと皆さん方に理解をしていただけないと、非常に仕事がやりづらくなってしまって、本来目指すべき目的を達成することが、できなくなるということが一番心配だと思うんです。

ですから、まち協さんがあるから、そこを使いますよ。それはいいんですけども、まち協さんとどっちが上なんだと、すぐそういう話になるんですよ、いろんな組織が入ってますから。いろんな組織が入ってるから顔が見えやすく、話もしやすく、一度同じ方向を向けばすごくスムーズなスタート、あるいはスピード感を持った動きが取れるとは思うんですけども、そういったところをしっかりと行政的には押さえていただかないといけないのかなというところをすごく思います。

委託料ですから、全体を見ての 800 万円だと思いますが、これが成功するしないに関わらず、一度つくったものは簡単にはやめられませんし、それを上手に使っていくのが、高浜の今までの福祉の知恵ですので、ぜひとも御期待をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 31 号の質疑を打ち切ります。

議案第 32 号 平成 29 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 32 号の質疑を打ち切ります。

《企業会計》

議案第 33 号 平成 29 年度高浜市水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問（15） これは一般会計で質問すればよかったと思うんですけども、37 とか 39 ページありますけれども、今回給水車、1,569 万 4 千円で購入しております。一般会計からの繰入金が 3 分の 1 の 523 万 1 千円あります。これはまず、水道会計だけでは買えなかったものか、もう 1 点は、3 分の 1 の根拠をお示してください。

答（上下水道） 水道事業会計だけで買えないと言われると、買えないことはないと思うんですが、私どもの施設の事故に対応するのに発揮する加圧式給水車ということも一つございます。大規模な災害時に応急給水するというそういった役割、広域的な役割もございます。そういった意味もございますことから、3 分の 1 を一般会計にお願いいたしまして、財政当局と協議した結果、一般会計から 3 分の 1 の費用を繰り入れていただくということになったものでございます。

問（15） 3 分の 1 の根拠、はっきりわからないですけども。

答（上下水道） 3 分の 1 の根拠といたしましては、国の補助金のメニューの中に、重要給水施設耐震化事業、いわゆる今ある管の中で、基幹的な管でございまして、避難所へ給水する管をより強靱な耐震化する事業に対して、今、国からの補助金が県からの補助金に変わっておるんですが、この補助率が 3 分の 1 ということで、地震の側面もあるということで、3 分

の1を一般会計にお願いしたものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第33号の質疑を打ち切ります。

質疑漏れの確認をさせていただきます。特別会計及び企業会計につきまして、質疑漏れはありませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑漏れもないようですので、以上で質疑を終結いたします。以上で、質疑が全部終了いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時39分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《採 決》

議案第26号 平成29年度高浜市一般会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 27 号 平成 29 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 28 号 平成 29 年度高浜市土地取得費特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 29 号 平成 29 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 30 号 平成 29 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 31 号 平成 29 年度高浜市介護保険特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 32 号 平成 29 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 33 号 平成 29 年度高浜市水道事業会計予算

挙手全員により原案可決

委員長 以上で、予算特別委員会に付託されました案件の審査は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会の審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 3 時 43 分

予算特別委員会委員長

予算特別委員会副委員長